

No.

鉦工業プロジェクト形成基礎調査  
(中国中小企業振興)  
報告書

平成11年8月

国際協力事業団  
鉦工業開発調査部

鉦調工

J R

99-182

# 目 次

## I. 調査の概要

1. 調査団派遣の経緯	1
2. 調査団派遣の目的	1
3. 団員構成	2
4. 調査日程	3
5. 主要面談者	4

## II. 調査結果（第1次調査団；平成11年2月24日～3月3日）

1. 調査成果	7
2. 中国中小企業振興分野に係る調査結果	10
（1）中国における中小企業の状況と政策（中小企業司長セミナー講演概要）	10
（2）中国の中小企業金融について（金融機関訪問結果）	11

## III. 調査結果（第2次調査団；平成11年7月12日～7月16日）

1. 調査成果	25
2. 関係機関の状況	28
（1）全国工商業連合会	28
（2）農業部	30
（3）中国環境総司国家クリーナープロダクションセンター	31
（4）UNDP の中小企業振興プロジェクト	32
（5）DFID の中小企業振興プロジェクト	32

# I. 調査の概要

## 1 . 調査団派遣の経緯

( 1 ) 中国では改革開放政策以降、農業発展による資本蓄積( 万元戸の出現 )から農村部の郷鎮企業の発展と外資企業の増加が中国の経済発展の引き金となった。その一方で、国有企業の経済的な役割が相対的に縮小し、生産額で1985年の65%から1995年の31%に減少した。これに対し、中国政府は、国有企業改革を中心課題とし、規模別では「摺大放小」( 大型国有企業をコントロールし、中小企業を自由化する。 )という政策をとることとなった。これらの一連の改革の結果、一部の地方では国有中小企業の無制限な売却、国有企業からのレイ・オフ者、失業者の出現等の問題が発生した。

( 2 ) このような状況から、中国政府は、経済発展のプレイヤー、国有企業改革による発生した余剰労働力の吸収先、並びに市場経済体制改革の促進者としての中小企業の役割に注目し、1998年7月、中国国家経済貿易委員会に中小企業司を設立し、中国政府は建国以来はじめて中小企業政策に本格的に取り組む段階に入った。

( 3 ) 1998年11月に行なわれた日中首脳会談においても中小企業振興に係る協力を日本側が表明し、具体的に日本側各機関( JETRO、AOTS、中小企業事総合業団等 )による中小企業振興協力( 中国・中小企業支援5カ年計画 )が展開されることとなった。また、中小企業金融分野でもJICA 専門家派遣によるセミナーの開催を検討されている。

( 4 ) これら協力の一環として、2000年度に終了する工場近代化計画調査に替わる新規の協力として、JICA 開発調査による中小企業振興分野での協力を実施することについて検討するため、本プロジェクト形成基礎調査団を派遣し、中国での本件の位置付け、意向を確認し、調査内容・方法について中国側と協議することとなった。

## 2 . 調査団派遣の目的

本調査は調査を2回に分けて実施し、まず第1次調査では開発調査による中小企業振興分野の協力について、その必要性和中国側の本分野への協力要望を確認することを目的に実施した。

第2次調査では、第1次調査の結果を踏まえ、国家経済貿易委員会が2000年度案件として具体的に開発調査の要請を準備を進める段階で、先方の要請書( 案 )を基に、開発調査の具体的内容・方法について中国側と協議を行った。

また本プロジェクト調査( 第1次、第2次 )においては、セミナーの開催を通して中小企業分野担当団員より日本の中小企業振興策を中国側関係者へ紹介、日本の調査協力可能分野を提示した上で、中小企業振興に係る中国側の要望を確認、新規調査実施の妥当性・可能性を確認した。

### 3 . 調査団員構成

#### 第1次調査団（平成11年2月24日～3月3日）

- |               |       |                                |
|---------------|-------|--------------------------------|
| 1) 総括         | 三平 圭祐 | 国際協力事業団鉱工業開発調査部部長              |
| 2) 技術協力政策     | 桜井 博之 | 外務省経済協力局開発協力課                  |
| 3) 技術協力行政     | 渡邊 政嘉 | 通商産業省通商政策局技術協力課<br>課長補佐        |
| 4) 中小企業協力政策   | 小保方 勉 | 通商産業省通商政策局北西アジア課               |
| 5) 中小企業信用補完制度 | 志村 和幸 | 中小企業信用保険公庫調査部部長                |
| 6) 中小企業融資制度   | 藤本 隆司 | 中小企業金融公庫経営情報部部長                |
| 7) 中小企業金融     | 増田 浩士 | 中小企業金融公庫総務部総務課<br>主任調査役        |
| 8) 中小企業施策     | 櫻井 行男 | 中小企業事業団調査・国際部<br>国際交流課課長       |
| 9) 調査計画       | 加藤 俊伸 | 国際協力事業団鉱工業開発調査部<br>工業開発調査課課長代理 |
| 10) 業務調整      | 斉藤 幹也 | 国際協力事業団鉱工業開発調査部<br>工業開発調査課     |
| 11) 通訳        | 神谷 晶子 | 日本国際協力センター                     |

#### 第2次調査団（平成11年7月12日～7月16日）

- |           |        |                       |
|-----------|--------|-----------------------|
| 1) 総括     | 植嶋 卓巳  | 国際協力事業団工業開発調査課課長      |
| 2) 技術協力行政 | 横田 光弘  | 通産省通商政策局北西アジア課市場専門官補佐 |
| 3) 技術協力政策 | 松本 康裕  | 外務省経済協力局開発協力課         |
| 4) 中小企業経営 | 佐々木 甲一 | 中小企業総合事業団指導部主任研究指導員   |
| 5) 工業開発   | 三木 常靖  | 国際協力事業団国際協力専門員        |
| 6) 投資貿易促進 | 前田 昭雄  | 日中長期貿易協議委員会           |
| 7) 調査計画   | 加藤 俊伸  | 国際協力事業団工業開発調査課長代理     |
| 8) 業務調整   | 斉藤 幹也  | 国際協力事業団工業開発調査課        |
| 9) 通訳     | 元吉 晶子  | (財)日本国際協力センター         |

#### 4. 調査日程

##### ●第1次調査団

日順	月日	曜日	行程等	宿泊地
1	2月24日	水	先発調査団*出発 JICA事務所訪問 国家経済貿易委員会投資企画司	北京
2	2月25日	木	中小企業施策担当者等セミナー 国家経済貿易委員会投資企画司 国家経済貿易委員会中小企業司	北京
3	2月26日	金	中小企業施策担当者等セミナー 国家経済貿易委員会診断弁公室	北京
4	2月27日	土	後発調査団*出発（渡邊団員を除く） 中小企業施策担当者等セミナー 国家経済貿易委員会中小企業司	北京
5	2月28日	日	調査団内ミーティング （渡邊団員出発） （志村団員帰国） （藤本団員上海に移動）	北京
6	3月1日	月	国家科学技術部 中国人民銀行 中国工商銀行	北京
7	3月2日	火	国家経済貿易委員会（中小企業司、投資企画司、診断弁公室、培訓司、国際合作司） （藤本団員、渡邊団員帰国）	北京
8	3月3日	水	日本大使館へ報告 JICA事務所へ報告 （調査団帰国）	

\*先発調査団員：藤本団員、志村団員、小保方団員、加藤団員、斉藤団員、神谷団員

\*後発調査団員：三平団長、桜井団員（外務省）、渡邊団員、増田団員

櫻井団員（中小企業事業団）は2月23日から北京に滞在。

● 第2次調査団

日順	月日	曜日	
1	7月12日	月	成田→北京 (団内会議)
2	7月13日	火	国家経済貿易委員会中小企業司事前打合 全国工商連
3	7月14日	水	農業部郷鎮企業司訪問 UNDP意見交換 (1班) 研究会開催(経貿委会議室) (2班) 環境科学院意見交換 DFID意見交換 (植嶋団長、横田団員到着)
4	7月15日	木	国家経済貿易委員会中小企業司、中小企業関係部局との 協議 (横田団員帰国)
5	7月16日	金	日本大使館報告 (1班) JICA事務所・AOTS報告(JICA事務所) (2班) JETRO、日中経協報告(日中経協会議室) 帰国 北京→成田

5. 主要面談者

第1次調査団

国家経済貿易委員会	中小企業司	司長	衛東
		副処長	韋向群 田川
	投資企画司	處長	王滄生 余薇
		培訓司	張嘉林
		診断弁公室	主任
	處長		馬雁鳴
	国際合作司	副司長	賀栄培
		高級工程師	李江利
		副処長	付冠利
	国家科学技術部	国際合作司	處長

中国人民銀行	貨幣政策司 国際司外資処	副処長 処長	徐慧星 励趺
中国工商銀行	工商信貸部	副処長	馬長水
日本大使館		参事官 一等書記官	津上 俊哉 堂ノ上 武夫
JICA 中国事務所		所長 次長	松澤 憲夫 新井 明男 前川 憲治
第2次調査団 国家経済貿易委員会	中小企業司	司長 副処長 副処長 助理調研員  培訓司	衛東 王海林 田川 黎代京 孫家全 蔣兆理 安尼瓦弥
農業部	郷鎮企業局政策法規処 国際合作司	処長 項目官員	鄭范鳴 洪志傑
全国工商連合会		主任 副処長	王 薛一凡
UNDP	Assistant Resident Representative Programme Officer		Wang Yue Yao Licheng
中国環境総司国家クリーナープロダクションセンター		主任 高級顧問 副部長	段宇 山下安正 岑運華 伊浩



翻訳

周

日本大使館

参事官

津上俊哉

一等書記官

秋庭 英人

JICA 中国事務所

所長

松澤 憲夫

次長

新井 明男

前川 憲治

## II. 調査結果

### 第1次調査団

(平成11年2月24日～3月3日)

# 1 . 調査成果

## ( 1 ) 中小企業振興分野への開発調査による協力可能性の確認

国家経済貿易委員会との協議で JICA の開発調査の枠組み、及び日本側の基本案である技術移転を含めた「モデル都市中小企業振興計画調査」の内容( 事項参照 )を説明し、中小企業振興分野への開発調査での協力について日本側提示内容を含め中国側の基本的な合意を得た。中国側は日本側提示案を踏まえ、2000 年度案件として本調査の要請書提出の準備を進めていくことを確認した。

中国国務院では国家経済貿易委員会主任を組長として、国家財政部、国家科学技術部、人民銀行、工商銀行、農業銀行、中国銀行及び、建設銀行の副部長、副行長を組員として、中小企業発展指導小組を組織しており( 事務局は国家経済貿易委員会中小企業司 )、中小企業振興に重点を置いた政策を検討しており( 別添 1 参照 )、その中心が国家経済貿易委員会中小企業司であることも確認された。

また、技術協力の窓口である国家科学技術部を訪問した際も、中小企業振興の重要性を認識しており、国家経済貿易委員会との開発調査実施についても異存がないことが確認された。

## ( 2 ) 日本側提示の「モデル都市中小企業振興計画調査」

国家経済貿易委員会に対し、以下を内容とする調査の枠組みを示し、基本的な合意を得た。

### A . 調査の目的

中国国内の代表的・特徴的な都市を複数選択し、各モデル都市毎の中小企業調査を行い、各都市の中小企業振興策を提言することを目的とする。各都市の調査では中小企業の実態及び地方政府の既存施策を調査するとともに、セミナー・OJT を通して具体的な技術・知識の移転を地方政府施策担当者、公的支援機関、中小企業者に対して行なう。

最終的にはこれら各都市の調査結果を踏まえ、中国全体の中小企業の課題・方向性を明らかにし、包括的な中小企業振興策を策定することを目的とする。

### B . 調査対象分野

経営・技術・金融分野を含めた包括的な中小企業振興策( 都市の特徴等によりいずれかに重点を置いた調査も可能 )

### C . 調査のアウトプット

上記調査対象分野の調査成果を取りまとめ、以下を調査のアウトプットとする。  
モデル都市の包括的・個別振興策及び実施に係る提言( 政策、施策の提言、組織・人材強化策、提言実現に係るアクションプラン )

モデル都市中小企業の実態調査結果（中小企業の内、技術力等から将来発展の期待できる製品群、企業等の特定）

モデル都市の調査対象中小企業に対する経営、技術、財務に関する提言

中国全土の中小企業実態と包括的振興策（各調査結果の取りまとめ。各調査終了後、フォローアップ調査を実施）

中小企業関連の人材（地方中小企業政策担当者、中小企業経営者、金融関係機関企業貸付担当者、企業診断コンサルタント等）育成のための教育

振興策は政府の政策・施策及び公的機関への提言で構成されるものとする。

～ は報告書にとりまとめ、中国政府に提出する。

はOJT 及びセミナー開催を通して実施する。

#### D . 調査活動内容

モデル都市地方政府の既存の中小企業施策、工業施策のレビュー

モデル都市の中小企業の既存資料分析

モデル都市の10～20社への中小企業への訪問調査と簡易診断（経営、技術、財務）

モデル都市の中小企業へのアンケート調査

モデル都市の中小企業振興に関係する機関（金融機関、大学、設計院等）へのインタビュー調査

モデル都市における中小企業政策、及び中小企業の経営、技術、財務、金融に関するセミナーの開催（地方中小企業政策担当者、中小企業経営者、金融関係機関企業貸付担当者、企業診断コンサルタント等を対象）

～ の活動を通じて日本側コンサルタントがとりまとめた中小企業振興策（案）についての中国側国家経済貿易委員会および地方政府との議論

#### E . 調査対象範囲

規 模：中国政府の定義する中・小型企業

（新たな中小企業の定義ができた場合、それに順ずる。）

所有形態：国有企業、郷鎮企業、民間企業のすべてを対象とする。

業 種：中小製造業

#### F . 調査期間・件数

調査期間：1件(1モデル都市)あたり1年間程度

件 数：1年あたり2都市、2年間の実施により計4都市を対象とする

### (3) 日本側提示の「モデル都市中小企業振興計画調査」についての中国側意見等 対象分野

日本側が調査対象分野として検討している技術、経営、金融の3分野に対し、中国側は特に技術分野を重視して協力を行ってもらいたいとの希望が出された。これに対し、日本側より技術に偏った視点より、幅広い観点から調査を行うことが有益であると説明し、中国側も日本側の提案する3分野を対象とすることには基本的に異存がないとし、その中で特に技術分野を重視したいとの意向であることが確認された。

#### 調査内容

中国側は、特に技術分野で、中小企業の技術開発、技術サポートセンター設立、裾野産業の育成、ハイテク中小企業のマーケティング等への協力について、日本の経験等に期待しているとのコメントがあった。

#### モデル都市の選択

モデル都市数について中国側は3～5都市程度が適切であると考えており、上記のとおり、2年間で計4都市程度を想定していることを日本側が説明し、両者で確認した。

中国側はモデル都市の選択にあたって中小企業発展等の程度による地域分け（東部、中部、西部、東北部）及び都市の規模（省都レベルの都市、中都市、小都市）を検討したいとの希望があり、都市の選択にあたっては、1年度あたり6都市程度の中国側希望の候補都市を検討し、候補都市の中小企業の概要と選定理由を付して日本側に提出、日中双方で議論の上、最終的に日本側で決定することとなった。

#### 調査実施体制

開発調査実施においては調査実施先、及び関係機関の協力も不可欠であることから調査の実施体制について確認した。主体となる国家経済貿易委員会を始め、地方の経済貿易委員会中小企業処、その他金融機関（国有商業銀行）カウンターパートとして地方詢諮公司、設計院等への協力依頼を経済貿易委員会が行うことを依頼した。

#### 郷鎮企業について

現在、郷鎮企業の直接の管轄は農業部郷鎮企業司であり、地方政府にも郷鎮企業局が配置されている。ただし、郷鎮企業を含めた中小企業振興政策は国家経済貿易委員会中小企業司の担当であり、すでにその調整もできており、地方政府での郷鎮企業等の訪問にも問題ないとの国家経済貿易委員会中小企業司の説明であった。

#### (4) 中国の中小企業金融について

中国人民銀行及び中国工商銀行を訪問し、セミナーに参加した中小企業金融担当者から、現在の中小企業金融政策と現状を確認した。(詳細別添2参照)

金融分野では近年の中小企業振興政策を受け、優良な企業へ積極的に融資を行い得るよう、中小企業金融政策を確立していく予定であり、金融機関の貸付審査機能の強化及び信用保証制度の導入等に関心を示していることが確認された。

#### (5) その他

##### 1) 中小企業施策担当者等セミナーの開催

本調査では、中小企業事業団(現中小企業総合事業団)が主催する中小企業施策担当者等を対象とした現地セミナーへ協賛、調査団員より日本の中小企業振興策を中国側関係者へ紹介した上で、日本の具体的な協力可能分野を提示した。また、中国側からも中小企業司長より中国中小企業振興の現状と方向性についての発表が行われ、相互の活発な情報交換が行われた。

##### 2) 中小企業関係機関との調整

国家経済貿易委員会中小企業司がメインのカウンターパート機関であるが、中小企業金融政策を担当する、中国人民銀行等金融機関、郷鎮企業を管轄する農業部郷鎮企業司の動向を把握していく必要がある(農業部の動向については第2次調査参照)。

##### 3) 調査開始までの意見交換等

2)の動向把握のためにも、調査団派遣等の際に中国側政策担当者と適宜、小規模なセミナーを開催する等の方法で議論を積み重ねていくことも必要である。具体的調査内容、地方都市の調査・技術移転カウンターパートについては中国側で準備を進める要請書を検討しつつ、更に次の段階(第2次調査)で確認していくこととなった。

## 2. 中国中小企業振興分野に係る調査結果

#### (1) 中国における中小企業の状況と政策(中小企業司長セミナーでの質問に対する答弁)

##### 中小企業の範囲

全人代で中小企業促進法を検討中であるが、決定までにはまだ時間がかかる予定であり、現在は1988年に国家経済委員会をはじめとする5省庁において発表した大中小企業の定義を使用している。これは生産能力(業種別)で定義していたため複雑であり、また国際的には就業者数、売上高等によって定義しているため、比較できないという問題点があり、昨年辺りから定義を改定しようという動きがある。

まだ内部的な決定ではあるが、以下のとおり売上高、資産額で定義することを考えている。就業者数は中国の実績を考え、問題が起ころので定義に入れない。

##### 中小企業の定義(案)

売上高、資産額がともに

- ・5,000 万元以下 . . . . . 小型企業
- ・5,000 万元 ~ 5 億元 . . . . . 中型企業
- ・5 億元以上 . . . . . 大型企業

### 中央と地方の連携

- 1) 中央は法律制定、政策立案等を行い、中小企業の管理は地方が行う。つまり中央が統一的な施策を打ち出し、地方はそれをもとに各省の実状を考慮し、実行していく。
- 2) 地方政府は能力があれば、中小企業発展ファンドを作ったり、融資の担保基金を作ったりすることができるが、中央政府の政策に則していないといけない。
- 3) 国家経済貿易委員会は國務院の指示により、全国企業指導の仕事もしているが、各省の経済貿易委員会が分担して行っている。中央の経済貿易委員会と各省の経済貿易委員会は組織上の上下関係はないが、業務上の指導関係にある。年に数回、地方政府を呼んで会議を行っている(例えば中小企業工作会議)。また、中央と地方の情報センターがネットワークでつながっており、中小企業関連の資料を簡単に読むこともできる。

### 中小企業司と工商連の関係

経済貿易委員会は国家機関であり、工商連は社団法人のような存在。工商連は経済貿易委員会に対して、中小企業の政策面においても指導を受けたいと表明している。他にも企業管理協会等様々な組織が存在するので活用していきたい。

### 中小企業振興の当面の課題

#### 1) 中小企業の製品構造の調整と専門化

製品目録を作成中である。中小企業の内、環境汚染を行っている企業、設備が遅れている企業、製品品質の低い企業、債務が大きい企業については、解散を検討している。

#### 2) 信用保証センターの設立

地方で将来性のある中小企業が資金調達できるように。

#### 3) 中小企業技術サービスセンターの設立

既存の研究部門を再編することで、中小企業の技術向上のためのサービス組織として中小企業技術サービスセンターを設立したい。

#### 4) 人材育成

経済管理学院、幹部養成センター等で中小企業経営者の養成を行いたい。

## (2) 中国の中小企業金融について (金融機関訪問結果)

### 1) 中国人民銀行との協議結果

#### 中小企業金融政策背景

中国では昨年中小企業司が設立され、中小企業の振興に重点を置いた政策が展開されようとしている。これを受け、各商業銀行に中小企業貸付部を設置するよう通達され、その他地方・専門銀行も中小企業への貸付を積極的に行っているところであり、中小企業への貸付は全体の半分程度になっている。

人民銀行では昨年6月に「当前信貸政策要覽」を作成、その中で中小企業への金融政策を打ち出している。

#### 中小企業金融政策の権限について

人民銀行貨幣政策司は金融政策全般を担当しており、中小企業金融に係る政策も本部門で扱っている。近年は中小企業振興政策を受け、中小企業金融の重点が高まっている。

国家經濟貿易委員会中小企業司との関連については、經濟貿易委員会が産業政策、中小企業の発展施策を立案し、それを根拠として産業政策に則った貸付政策を人民銀行が決定している。

#### 中小企業への融資実施機関について

実際の融資は国有商業銀行4行(中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国人民建設銀行)及びその他商業銀行が中心となっており、国有4行がそのほとんど占めている。都市商業銀行、ノンバンク(組合)の場合、単年度貸付のためその額は大きくない。

#### 中小企業金融政策の将来計画

中国では1994年に政策銀行(国家開發銀行、中国農業發展銀行、中国進出口銀行)が設置されたが、中小企業専門の銀行は存在せず、今後の設置を現在検討中である。当面は既存の体系の中で新たな金融サービス業務を展開する予定である。

中小企業金融サービスの当面の計画については「当前信貸政策要覽」に記載されている。現在、金利は人民銀行で決定した幅で貸付が行われているが、優良な企業へ積極的に融資を行い得るよう、中小企業への金利上限を引き上げることを許可し、企業への貸し渋り対策とする等、新たな金融制度について立案しているところである。

#### 信用保証制度導入について

日本の中小企業信用保証制度には特に興味を持っている。中小企業への融資において債務の保全方法は重要な課題であり、早期に新たな保証体制を策定したいと考えている。中国では国家經濟貿易委員会(中小企業司、産業政策司、財政部)が中心となり、上海、北京等で試行的に導入しており、その制度作りを始めようとしている。

#### 金融會計制度

國務院財政部が統一し、文書にしている。



## 中小企業に対する貸付審査

貸付の審査にあたっては国家の産業政策と対象企業の信用の2つの観点から審査している。一方で企業への審査においては確固とした体系が存在せず、より適切・合理的な方法が求められており、日本の審査制度について参考としたい。

## 2) 中国工商銀行との協議

### 中小企業融資概要

中小企業発展政策の下、工商銀行は中小企業発展指導グループ(財政部、経済貿易委員会、科学技術部、人民銀行、国有商業銀行4行)に加入、推進している。工商銀行の中小企業貸付残高は全体の60%、1兆2千億元(全体貸付2兆1千億元)であり、貸付件数では90%を占めている。昨年は中小企業に対する300億元の融資計画が立てられ、実際には1000億元の融資が実施されている。

中小企業への融資は国の政策に応じ、加工業、労働集約型産業(レイ・オフ問題に対応)、輸出志向型産業、ハイテク産業、地域特色産業、流通業に重点が設定されている。

### 中小企業への貸付

中国中小企業の資金調達手段は銀行・ノンバンクからの借入がそのほとんどである。工商銀行の場合、中小企業への融資を所有形態で分類すると、国有(66%)、集団所有(16%)、外資(合併を含む)・民間(18%)であるが、近年の改革解放に伴い、外資・民間企業の割合が増加している。規模別の分類統計は必ずしも十分整備されていないが、1988年に決定された企業分類基準で大型企業を除いたものを基本的に対象としている。小規模貸付は従業員1名の私企業に対し、数千元程度の融資も行っている。

貸付利率は人民銀行が設定、上下に10%の幅を持たせてあり、その範囲で銀行が個々の案件毎に設定できる。貸付の内容は設備資金(貸付期間3~5年)、運転資金(貸付期間1年以内)であり、運転資金が8割を占めている。

融資決定権限は本店、省、市、県レベルの支店でそれぞれに上限額が設定されている。

### 担保

企業から担保を取る場合、企業の信用によって6段階の等級に分け、担保率を設定している。最高ランク(全企業の3~4割)では信用のみで担保の必要がないが、中小企業の場合、そのほとんどから担保を取っている。

担保の種類は保証、前払、抵当、質(有価証券質)であり、全体の割合は保証が6~7割、抵当・質が3~4割である。保証先はほとんどが企業保証であり、企業間で相互に保証しあうケースも多い。抵当は土地の使用権及び家屋が中心で、土地の使用権については国家土地管理部門の土地価格リストに基づき査定している。登記は両者の合意に

より抵当法に基づいて登記手続きをしている。現在は保証の割合が高いが、今後は債務保全の観点から、抵当・質の比率を高めていきたいと考えている。

## 審査

融資は国の政策に合致していること、及び企業の信用度の2つの視点から審査される。中小規模の都市では行員数千員の内、数百人の審査部門担当者がおり、審査業務を行っている。中小企業への融資を行うにあたって、企業の経営管理能力が十分でなく、貸付審査を行う上での障害になっている。国有及び集団所有企業では企業会計基準が一応は浸透しているものの、私企業については十分とはいえない状況のようである。

一方で審査部門の能力向上にも力を入れていく必要があり、今世紀末までに審査担当者には大学卒以上を要求し、研修等により人材のレベルアップを図っていくとともに、人員も全職員の1～2割に増やすことを考えている。また、日本における中小企業への貸付審査の方法を参考としたい旨も発言された。

これに対し、日本側より中小企業金融の中で審査部門の重要性を認識した旨述べ、審査においては銀行の審査能力の向上に加え、借入側の財務情報等審査材料の整備状況にも課題があることを認識したと述べ、調査の中で可能な協力について検討していきたいと発言した。またその際には企業の情報公開が大きな鍵となることを説明したところ、情報公開には大きな問題はないとの回答があり、可能であれば中小企業と調整し、将来的に協力が得られればありがたい旨述べられた。

## 公的信用保証制度について

現在各地で試行的に行っている公的信用保証制度については商工連が取り仕切っており、現時点では地方商業銀行が主に扱っているケースが多く、工商銀行の実績は少ない。保証割合は60%～70%である。但し工商銀行としてもこの制度の拡充は期待している。

### 3) 国有企業技術改造融資について(投資企画司との協議; 中小企業金融の参考)

技術改造司から、投資企画司に組織改革があったことにより、いままでの経済貿易委員会が実施してきた国有企業の技術改造プロジェクト(生産ラインの更新)の審査業務が大幅変わった(たとえば極端には業務がなくなる等)のかを確認したところ、現段階ではその予定はないとのことであった。念のため各級経済貿易委員会で実施している技術改造審査の概要は以下の通り。(中小企業金融制度を検討する上での参考)

各級(中央(投資企画司が担当)、省、市)経済貿易委員会は企業の技術改造プロジェクトに対する審査を行っており、企業から申請されたプロジェクトに対し、詢諮公司(コンサルタント)のF/S報告書に基づき、審査を行っている。この審査が各級経済貿易委員会で批准されれば、企業はプロジェクトは、輸入物品に係る免税、一部プロジェクトでは各級経済貿易委員会からの利子補填(各級レベルでの財政支出)等の優遇措置が行われる。特権も付与される投資企画司の承認を受け、企業に対し銀行からの低

利の融資が行われる。ただし、実際の融資は各金融機関の判断で実施される。数年前までは、この経済貿易委員会の承認が得られれば、金融機関は、金融機関独自の審査はあるものの、ほとんど自動的に融資を実施してきた。しかしながら、近年は各級経済貿易委員会の審査で承認されたとしても、金融機関で承認されないケースも存在する。

各級経済貿易委員会の審査の内容と、金融機関の審査の内容はほとんど同じと思われるが、各級経済貿易委員会の審査の視点は政策的要素（産業育成の視点等）であり、金融機関は返済可能な経営状況かとの視点である。また、各級経済貿易委員会の審査には金融機関関係者が参加する。金融機関の審査は、現在は金融機関内に独自の組織をもっている。各級経済貿易委員会の技術改造プロジェクト審査の限度額は以下の通りである。

国務院	2億元以上
国家経済貿易委員会（投資企画司）	5000万元～2億元（軽工業・機械工業） 3000万元～2億元（原材料産業）
各省経済貿易委員会	5000万元以下（軽工業・機械工業） 3000万元以下（原材料産業）
各市経済貿易委員会	各省の規定による

貸付先のほとんど(90%)は国有企業であるが、近年集団所有企業、株式企業への融資も行われている。貸付元は工商銀行60%、建設銀行20%、開発銀行10%、その他10%の割合で行われており、いずれも銀行の原資で融資が行われている。融資を受ける条件として総額の30%以上の資金を自己調達することが求められている。かつて国有企業に対する技術改造プロジェクトのほとんどが経済貿易委員会を通して行われていたが、近年は全体の80%程度となっており、承認件数も低下傾向である。それに伴い国有企業であっても、銀行から直接借入するケースも増えている。経済貿易委員会の行う融資利息の補助率は審査結果により50%及び100%であり、50%の場合、生産開始後（将来的には設備導入後）2年間、100%の場合1年間が対象となる。補助金は財政部及び地方財政部より国家経貿委、地方経貿委の財政で行われる。

郷鎮、その他私営企業への融資優遇措置等の直接支援は、投資企画司ではほとんどないが、それら企業の一般的な技術改造については投資企画司の管轄と言える。

別添：中国における中小企業の状況と政策（中小企業司長セミナー講演内容）

# 中国における中小企業の状況と政策

## 国家経済貿易委員会中小企業司

皆様：

おはようございます。

まずは、皆様方のご訪問を心より歓迎致しますと共に、今回のシンポジウムの成功をお祈りしたいと思っております。以下、中国における中小企業に関連する問題につきまして、皆様にご説明いたします。

### 1. 中小企業の基本的状況

#### (1) 中小企業の現状と特徴

まず、中小企業は中国经济において非常に重要な地位を占めている。現在、全国商工登記に登録している中小企業は1,000万社を越え、登録企業数全体の90%を占めている。中小企業の工業総生産額と税金・利潤はそれぞれ全国の約60%と約40%を占め、流通分野では、中小企業が全国小売網の90%以上を占めており、更に、都市部就業機会のおよそ75%を提供している。ここ数年来、毎年約1,500億ドルの輸出総額のうち、平均して約60%を中小企業が占めている。

次に、中国は公有制を主体とし、多種類の所有制を共に発展させるという方針を採り、各種中小企業の健全な発展を法に依り奨励し、また保護している。第三回全国工業センサス（1995年）によると、小型企業の数量では、個人経営企業と私営企業が77.7%、集団企業が20.1%、国有企業が1.4%、三資企業が0.6%を占め、生産額では、集団が51%、個人経営・私営が23.3%、国有と三資企業が各々13.1%を占めており、総体的に見ると、公有制である国有と集団企業が、数量では5分の1を占め、生産額では3分の2を占めている。

第三に、中小企業の地域的分布状況について、経済地域別、小企業数は、東部と中部がそれぞれ全国の42%、西部が15%を占め、小企業の工業総生産額では、東部が66%、中部が26%、西部が8%を占める。これは、東部における小企業の平均生産額がおおよそ中部の2.5倍、西部の3倍と、その規模の大きいことを説明するものである。各地工業総生産額に占める小企業の割合では、東部が66%、中部が67%、西部が55%と、西部の割合が明らかに低い。

(2) 中小企業は、国民経済の重要な構成部分であり、わが国の国民経済の発展を促進させる重要な力である

改革・開放以来、わが国の中小企業は急速な発展を遂げ、国民経済の持続的発展を強力に支持してきた。90年代以来の経済急成長において、工業生産額の76.7%は、小企業が創り出したものである。1997年、全国独立採算工業企業のうち、中小企業は50万社近くに上り、独立採算工業企業総数の98.5%を占め、工業生産額は4兆1,315億元と、工業総生産額の60%であった。また、製品販売収入は3兆6,200億元で、製品販売総収入の57%を占め、利潤は509億元と、利潤総額の30%を占めるものであった。

現在、食品、製紙及び印刷業の生産額の70%以上、衣料、皮革、文化教育・スポーツ用品、プラスチック製品や金属製品業の生産額の80%以上、木材や家具業の生産額の90%以上は、全て中小企業によるものである。わが国の大口輸出商品、例えば、衣料、玩具、工芸品など労働集約型製品及びハイテク製品などは、ほとんどが中小企業の生産によるものである。

(3) 中小企業は、就業圧力を緩和する重要な手段であり、社会の安定を維持する主要な力である

中小企業は、主に労働集約型産業において生存、発展するものであり、単位が投資、吸収する労働力（就業容量）や、単位が投資、増加させる労働力（就業投資弾力性）は、明らかに大型企業より高いもので、また多数の分野において倍以上でなくてはならない。改革・開放以来の工業化の進展過程で、深刻な社会的就業問題が発生しなかったことには、中小企業、特に小型企業の急成長が最も重要な要因となっている。1978年から1996年にかけて、農業部門から移行してきた2.3億の労働力の圧倒的多数が小型企業に就業している。現在、全国工業部門の就業人数は約1.5億人、その中で小型企業への就業は1.1億人前後と、73%を占めている。

近年、非国有中小企業の発展が、労働力就業のための主要な増長ポイントとなって就業機会を大きく広げ、特に当面の国有企業一時帰休者の再就職という面で重要な役割を果たしていることは提言に値する。1997年には、合計418万人の一時帰休者が非国有企業に再就職しており、その中で、個人経営・私営企業が94万人を吸収し、197万の一時帰休者が私営企業や個人商工経営の申請を行い、127万人が各種市場に参入し、経営活動に従事している。

中小企業が社会的就業の主要な場所であり、全国の県、郷レベルの財政収入の基本的な源であることから、中小企業を安定させることで、全国の就業状況や地方財政の基礎も安定が得られ、全社会的安定も保障されるのである。

(4) 中小企業は社会主義市場経済体制の基礎であり、改革を一層深化させる重要な推進力である

中小企業のほとんどが第三次産業に従事しており、市場に接近し、また消費者に接近し、市場競争の非常に激しい分野で活躍しており、市場の成長や市場競争が一層規範化するのを促進している。中小企業のこれらの特徴は、市場独占の打破や、市場競争の展開に役立つものである。中小

企業の発展が遅い地域では、相対的に市場も活発であり、逆に、中小企業の少ない地域では、相対的に市場も沈滞しており、これは改革・開放政策 20 年の実践から証明されている。

大企業と比較して述べると、中小企業改革はコストが低く、操作が比較的容易であり、社会的影響も小さく、新体制の進入も比較的容易である。従って、改革が進展するなかでは、往々に小企業が試験台であり、改革の重点、難点の突破口となる。改革・開放以来、わが国の企業改革と体制革新の成功経験は、ほとんどが中小企業からによるものであり、請負、リース、合併、破産などの改革措置は、国有小企業や都市集団企業また郷鎮集団企業で率先して試行され、押し広められたものである。中小企業の各改革が、社会主義市場経済体制確立のために有益な試みを行い、貴重な経験を提供了のである。中小企業の各改革における積極的な探索は、公有制における多種類の實現形式や経済構成要素が共に発展するといった構造を創り出す上で、また社会主義市場経済体制を確立し、徐々に整備をすすめる上で、重要な貢献をするものである。

## 2. 中小企業の発展に関する中国政府の政策

### (1) 政策法規と管理体制

早くは 1978 年の改革・開放以前より、中国政府は一部中小企業に対する優遇政策により、彼らの発展を支援してきた。例えば、50 年代半ばに、小企業も大中型企業に平行して進める方針を打ち出し、60 年代初めには地域や県による「五つの小工業」（小鉄鋼、小石炭、小化学肥料、小セメント、小機械）を奨励することで、大躍進や自然災害がもたらした問題を解決した。60 年代末には、町内地区や企業による「五・七」工場を奨励し、都市労働者家族の就業問題を解決した。70 年代中・後期、多くの企業が、農村から都市へ戻った知識青年たちを就業させる大量の「労働サービス会社」を設立するのを支援した。

1978 年以降、中国政府は経済の法制度の整備を重視し、関連の法律や規則制度を確立し、整備を行ってきた。各種中小企業の発展を奨励する点では、法律法規整備に力を入れ、「会社法」「郷鎮企業法」「中外合資企業法」「中外合作企業法」「共同（経営）企業法」や「都市部集団所有制企業条例」、「私営企業暫定条例」「都市株式合作制企業の発展に関する指導意見」などの法律・法規を前後して公布、実施し、中小企業の存在と発展に必要な保障を得させたのである。

中小企業の管理体制面では、計画経済体制の影響を受けたため、長期間にわたり中小企業の経済構成要素や、業界部門が実施する「複数者による管理」に依拠し、中小企業の政策制定やマクロ指導及び統一計画での協調を担当する統一的な機構がなく、また、中小企業に対する専門のサービス体制もなかった。しかし、1998 年、中国政府による国務院機構改革において、この問題は比較的適宜な解決が見られた。つまり国家経済貿易委員会内に中小企業司を単独で設立し、過去の、各部門や各業界が分割管理していた中小企業関連の機能を集中させ、中小企業司が全国中小企業の改革と発展を調和させる業務を担当することとなったのである。

## (2) 中小企業発展を支援する現行政策

目下、中国政策が実施する優遇政策に関して、その大部分は中小企業のために特別に制定したものではないものの、受益主体という点から見れば、基本的或いは相当多くは中小企業ということになる。

### 1) 郷鎮企業政策

郷鎮企業の所得税は、社会的支出を補助する費用として用いるために納税金額に応じて10%の減税をするものであるが、過去のような納税前に10%を受取るという方法は行わない。

その他、国は、郷鎮企業の輸出による外貨収入獲得や、沿海部と内陸部の協力及び農村の技術移転適用（火花計画）といった3つの方面について、貸付け面で重点的に支援する。

### 2) 都市部失業者の就業を奨励

新設の都市部職業紹介サービス企業で、その年の失業者への職業斡旋数が企業総従業員数の60%を超える場合、主管税務機関の審査・批准を経た上で、所得税を3年免除する。免税期間満了後は、その年の新たな失業者への職業斡旋数が本来の企業総従業員数の30%以上を占める場合、主管税務機関の審査・批准を経た上で、所得税を2年、半分に軽減する。

### 3) ハイテク企業を支援する政策

國務院の批准するハイテク産業開発区内の企業については、関係部門によるハイテク企業の認定を経た上で、15%の税率に軽減し所得税を徴収する。國務院の批准するハイテク産業開発区内で新設するハイテク企業は、操業開始の年より起算し、所得税を2年免除する。

企業・事業体の技術移転、及び技術移転の過程で発生した技術移転に関する技術コンサルタント、技術サービス、技術訓練などによる所得で、年間純収入が30万元以下のものは、暫定的に所得税を免除する。

### 4) 貧困地域の発展を支援する政策

国の定める「古い革命地、少数民族、辺境、貧困」地域で新設する企業については、主管税務機関の批准を経た上で、所得税を3年間軽減若しくは免除できる。

民族自治地方の企業で、配慮や支援の必要とするものは、省レベルの人民政府の批准を経た上で、所得税を3年、定期的に減免できる。

### 5) 第三次産業を支援、奨励する政策

- a) 農村や都市部の農業生産の生産前・生産中・生産後に服務する業種は、その提供した技術サービスや労務により得た収入に対し、暫定的に所得税を免除する。



- b) 科学研究団体や大学・専門学校が、各業種での技術成果の移転、技術訓練、技術コンサルタント、技術サービス、技術請負で得る技術的サービスの収入については、暫定的に所得税を免除する。
- c) コンサルタント業、情報業、技術サービス業に従事する新設の独立採算企業や経営単位は、開業の日より起算し、一年目から二年目の所得税を免除する。
- d) 交通運輸業、郵政通信業に従事する新設の独立採算企業や経営単位は、開業の日より起算し、一年目の所得税を免除し、二年目の所得税を半分に軽減する。
- e) 公共事業、商業、物資供給業、対外貿易業、観光業、倉庫業、住民サービス業、飲食業、教育文化事業、衛生事業に従事する新設の独立採算企業や経営単位については、開業の日より起算し、主管税務機関の批准を経た上で、所得税を一年、軽減若しくは免除できる。

#### 6) 福祉関連企業政策

民政部門の開設による福祉関連企業については、所得税を軽減若しくは免除できる。「四障害」者（目、耳、口、手足の不自由な人）の就労数が総生産者数の35%以上を占める場合は、暫定的に所得税を免除し、総生産者数に占める「四障害」者の就労数の割合が35%を超える場合は所得税を半分に軽減する。

#### 7) 小型企業の所得税率

1994年の税制改革で確定した企業の所得税税率は、33%の比例税率であった。しかし、小型企業の租税能力を配慮し、年間利潤が3万元以下の企業については、暫定的に18%の税率で所得税を徴収し、利潤が3万から10万元の企業については、暫定的に27%の税率で所得税の徴収とし、この政策は現在も継続されている。

このほか、1998年7月1日、國務院は、年間販売額が180万元以下の小規模商業企業について、付加価値税率を過去の6%から4%に調整することを決定した。

1998年初頭より、国内外の経済情勢の変化に伴い、中国政府は中小企業の問題に大きな関心を寄せ、中小企業に対する重視の度合いは明らかに高められた。第一四半期、中国人民銀行は各專業銀行所屬の支店・支部に対し中小企業貸付部の設立を求めた。5月、江沢民國家主席は、戦略的次元から中小企業の発展を重視することを打ち出し、7月には、國家經濟貿易委員會は中小企業司を設立。10月には、國務院関連部門の参加による、「わが國の中小企業發展促進業務チーム」を確立。12月に招集された中央經濟工作會議では、「大をつかみ、小を放つ」方針を引き続き徹底し、大企業、大集団を發展させると同時に小企業の發展も重視し、一層効果的な措置を講じ、各種所有制小企業、特にハイテク企業の成長のために必要な条件を整えることを打ち出した。これらの行為は、中国政府が中小企業への支援を強め、中小企業支援の各種政策措置を調和統一し



はじめ、中小企業改革と発展を支援する政策法規を、より系統的に、より全面的に検討、制定しようとしていることを表すものである。

### 3. 中小企業発展を支援する短期的政策構想

1998年、中国の政府機構改革の実施で、大規模な人員が削減されるという状況のなか、國務院が國家經濟貿易委員會内に中小企業司を増設した。これは、建國以来初めて政府部門内に中小企業業務を専門に司る機構を単独に設立したということであり、当面の中小企業対策への中国政府の重視を物語っている。國家經濟貿易委員會中小企業司は成立されて以来、國務院批准の権能に基づき、「各種中小企業改革を指導し、中小企業助成政策を検討、制定し、中小企業へのサービス体制の確立を推進し、中小企業の対外協力を協調させる」などを重点に業務を展開してきた。最近では、中小企業に対する政府のマクロ管理や、サービスを如何に強化し、整備するかについて、中小企業司と関係部門は共同で一連の調査研究を行い、当面は以下の面に重点をおき、業務をすすめることで意見がおおよそ一致した。

#### (1) 中小企業改革を引き続き積極的、規範的に推進する

社会主義市場経済体制では、中小企業の発展を助成するもので、過去の計画経済時期における、全てを政府が抱えるというやり方を継続してはならず、政府が中小企業のために必要な条件を整えるという状況のもと、広範な中小企業が自己で生存し、自己で発展する能力を培うことに重点を置かなければならない。従って、中小企業自身の改革を一層推進し、彼らに自主経営、損益自己負担の法人団体や市場競争の主体とならせることは、中小企業の市場競争参加能力を高め、中小企業の発展を早める重要な措置である。成功経験の総括を基礎に、改組、連合、合併、リース、請負経営や株式合作制、売却など様々な形をとり、引き続き積極的、規範的に中小企業の改革を推進していく。公有制を主体とし、多種類の所有制経済を共に発展させることは、中国の社会主義初級段階の基本的な経済制度であり、「三つの有利」に合致するすべての所有制形式は、中国の特色を持つ社会主義市場経済建設に奉仕することが可能であり、またそうすべきものである。

#### (2) 中小企業の専門分業化を奨励・促進する

中小企業の構造調整に力を入れ、専門化を促進させることは、重複建設や、「大規模で全てを完備」し、「小規模でも全てを完備」するという不合理な企業構造を解決するのに役立つ。中小企業に適正規模で経営させ、技術の進歩を促進させることを可能とする。工業化の過程では、往々にして大企業を中心とした企業集団やピラミッド型の企業構造が形成されるものであり、ピラミッドの上部は大企業で、基礎部分が非常に多数の中小企業である。また、世界の経験から明らかかなように、大型企業の発展は中小企業の提供した製品やサービスと切り離すことはできない。従って、中小企業は大企業と比較的固定化された提携協力関係を築くことで、一方では自己の市場の安定を維持し、もう一方では大企業の技術支援、また大企業の援助を通じて貸付支援を得ることができ、そこから中小企業自身の技術進歩を加速し、自己発展の能力を強化することができ

るのである。「精巧、精鋭、特殊、優秀」な製品の生産を奨励し、更には市場競争力を強化し、「小さくても専門的、小さくても精巧、小さくても優秀」といった方向への発展に中小企業を導くことが、短期における中小企業の発展を助成する重要な政策基準である。

### (3) 技術進歩と技術革新を推進する

科学教育によって国を興すことは、中国の社会経済発展の長期的戦力である。科学教育による国家振興戦略の実行内容は豊富で、中でも最も重要な内容の一つは、技術進歩と技術革新を推進し、ハイテク産業を発展させることである。量のみを追求し、レベルの高くない、重複建設製品の生産を、科学技術により、加工度を深めて付加価値を高め、市場ニーズに応じた、消費者の満足する、良質廉価な製品への生産に転換することは、中小企業の市場競争力の強化と長期的な発展のために重大な意義を持つ。従って、中小企業が新たな技術、工程、材料を取り入れ、資源やエネルギーを節約し、環境汚染を減少させ、新しい製品を生産し、新しいサービスを提供するよう支援しなければならない。技術開発やハイテク産業の発展において、中小企業が代替不可能な独特の役割を果たすことは国際経験から明らかである。中国においても、長年の探索を経て、聯盟グループや四通グループなどのように、一部中小企業は、小から大へと、ハイテク産業の重要な力となるまでに発展している。

### (4) 都市部失業者、一時帰休者が中小企業を創設し、発展させるのを援助する

就業圧力は中国で長期的に存在している問題で、これは主に中国の巨大な人口規模に起因するものである。1979年から1997年、中国のGDP平均成長率が9.8%に達し、就業問題解決に向けた大きな推進作用を生み出した。この19年間で、中国の非農業産業は2.48億の就業ポストを創出しており、この大きな成果は主に中小企業の発展によるものである。1997年の状況によると、都市部新規就職者は710万人、うち約32%の226万人が大中型企業より集中した国有経済単位に就職している。その他68%の484万人は、主に中小企業で就業ポストを得ており、その中では、都市部集団経済単位に128万人、その他経済単位に192万人、個人経済に164万人が就職している。中小企業はもはや社会の就業圧力を緩和する主要な手段となったのである。現在、国有経済の戦略的構造調整を行い、改革を深めるなかで、一時帰休者が増加している。このために、政府支援のもと、全国各地域で多くの再就職斡旋センターが創設されたものの、彼らが再就職センターから移動していくことができるかということが問題である。従って、各種の政策措置を通じて都市部の一時帰休者が中小企業を創設、発展させることを奨励し、指導しまた支援して、再就職と再換業を実現させ、それによって安定の保障を前提とした、経済構造の順調な調整と持続的な発展が可能となるのである。

### (5) 中小企業の外部政策環境を改善する

大企業と異なり、中小企業が発展するには、自らで競争力を強化し、企業間の相互援助を強めるほか、政府が中小企業のために一定の政策条件を設け、必要なサービスを提供することが極めて重要である。よって、当面は以下の中小企業に関連する政策の整備に着手していく。

- 1) 中小企業の金融政策体制を徐々に確立し、完全なものとする
  - a) 一部地方中小企業の信用保証基金モデル・ケースを基礎に、中国の国情に合った中小企業信用保証制度を検討、制定し、中小企業信用保証体制確立の政策措置を打ち出し、中小企業が貸付保証獲得の困難な状況を初歩的に緩和する。
  - b) 中小企業に対する金融サービスを強化、改善する。各商業銀行に既設の中小企業貸付部は、中国人民銀行総行の要求に応じ、中小企業に向けた金融サービス業務を積極的に展開する。条件の整った状況で、中小企業へ専門にサービスする銀行の設立を探索する。
  - c) 中国の特色をもつ社会主義市場経済の要求に合致したベンチャー投資構遣を検討し、多種類の形式による中小企業の創業やベンチャー投資の資金ルートを広く開拓し、特に科学技術系中小企業のベンチャー投資問題を解決する。
  - d) 中小企業の直接融資や間接融資の様々な効果的な方法や手段を検討、探索し、中小企業の融資問題が初歩的に解決されるよう努める。
- 2) 中小企業に焦点を当てた財政政策に改善する
  - a) 性質の異なる企業に対する既存の優待政策を整理し、帰納、調整を行い、明確に中小企業に焦点をあてた支援政策を行う。
  - b) 政府が社会管理機能を行使するという観点からとらえ、各レベルの財政は、中小企業の社会保障制度の確立、整備に対する投入を適宜増やし、それにより中小企業改革の歩みを速める。同時に、一定の規則をもち、企業の過去の債務負担や改革による一時帰休者の就業問題を解決する。
  - c) 中小企業の金融サービス体制を徐々に整えると同時に、地方財政が中小企業設立の発展への資金提供に参与する措置を総括し、推し進めるなど、中小企業発展のための財政支援を強化する。
- 3) 中小企業への社会的サービス体制を確立する

中小企業に対し各種仲介サービスを提供する組織の設立を支援し、政府指導の機構と民間組織を含めた中小企業へのサービス体制を構築する。創設費用においては政府が必要な支援をし、それにより中小企業に対するサービスの費用徴収を合理化させ、中小企業の負担を軽減させる。中国の現在の政府機構と事業体改革を組み合わせ、転職者が中小企業に奉仕する各種仲介サービス機構を創設することを奨励、支援し、政府は、税金、貸付及び商工業管理などの面で一定の支援を行う。そして次第に焦点を絞ったサービスを展開し、管理の診断、コンサルタント、法律顧問、人材育成、情報収集や交流、技術開発、資金流通、市場開拓などにおいて中小企業に必要な援助を提供する。近いところでは、関連の専門家を組織し、中小企業に特に焦点を当てた一連の訓練教材を編纂し始めており、1999年からは、全国各地の既存の经济管理幹部学院と訓練センターを計画的に利用し、中小企業向けの研修を展開する。

最後に、この機会をお借りし、中日双方が手と手を取り合い、中日の中小企業協力五カ年計画における各事業を確実なものとし、それにより中日両国の中小企業に利益を得させ、両国の経済発展を推進させることを希望したいと思います。

ありがとうございました。

# III. 調査結果

## 第2次調査団

(平成11年7月12日～7月16日)

# 1 . 調査成果

## ( 1 ) 中小企業振興分野における開発調査の要望確認

国家経済貿易委員会中小企業司との協議で中国側の中小企業分野開発調査実施に係る要望内容を確認した。中国側は日本側提示の「モデル都市中小企業振興計画調査」の内容に基本的に合意し、日本側提示内容を踏まえ、開発調査による中国中小企業分野の課題・現状の分析、開発戦略・計画の策定を要請した。また一方で調査においては計画作りだけでなく、調査過程でのセミナー、OJTによる具体的な技術移転に関する協力にも期待していることが確認された。

## ( 2 ) 日本側提示の「モデル都市中小企業振興計画調査」についての協議結果

### 1 ) プロジェクト実施の流れ・時期

本調査の予備・本格調査の流れ、実施時期について別添1を示して説明を行い、中国側の意見を聴取した。調査の流れについては中国側の理解と合意が得られたが、調査の実施時期に関し、中国側は協力の早期実施を希望し、少なくとも本格調査を2000年10月までに実施することが要請された。日本側は予算措置、手続き上の制約があるものの、可能な限り調査の早期実施を検討することを伝え、予備調査を2000年5～6月に実施する方向で検討することとした。また、予備調査時には中小企業専門家による現地セミナーを開催し、早い段階からの協力を進めていくこととした。

### 2 ) 対象モデル都市数及び選定方法

中国側は、遼寧省瀋陽市、吉林省吉林市、山東省済南市、浙江省杭州市、貴州省遵義市を候補都市としており、その理由を聴取したところ以下のとおり。

- ・ 5都市はいずれも企業数、従業員数、資産高の占める中小企業の割合が高い
- ・ 5都市の内、3つは省都（瀋陽、済南、杭州）、2つ（遵義、吉林）は重点工業都市
- ・ 地域的特徴を考え、
  1. 古くからの工業地帯であり、国有企業の課題を多く抱える東北地域（瀋陽、吉林）
  2. 現在発展を遂げており、経済効果の波及が期待される東部地域（済南、杭州）
  3. 発展の遅れている内陸地域（遵義）を選定した
- ・ 各都市とも指導者が中小企業を重視

本調査は2000年度及び2001年度の2年間で年間2都市、計4都市を対象とすることを確認した。モデル都市の選定は今回候補としてあげられた5都市を質問表（別添4）等により事前情報を取り付け、日本側で2つ選定し、2都市に対する予備調査を行った上で本格調査実施可能性を検討する。予備調査の結果、選定した都市において本格調査を実施できない場合は他候補についての追加調査を行う可能性にも言及した。

### 3 ) 調査内容・対象業種について

日本側より調査において経営・技術・金融の3分野からの協力を検討している旨説明したところ（別添2）中国側は選択される都市の特徴によって重点分野を設定することを希望した。また、中国側が期待する具体的な技術移転については、上記3分野それぞれに対し、融資における審査（金融）マーケティング・技術改造（技術）経営・財務管理（経営）に関する技術・知識をOJT及びセミナーの開催を通して移転可能であることを示し（別添3）説明した。調査内容・技術移転項目について、実際の内容、重点分野の設定については予備調査時に候補都市との協議の結果を受けて決定することとなった。また、調査対象は製造業とし、業種についても都市の特徴に鑑み、重点業種を絞り込むことで合意された。

#### 4) カウンターパート機関

本調査は中小企業振興策の策定に加えて、調査における具体的な技術移転が期待されている。技術移転においてはモデル都市のカウンターパート機関の存在及び受入体制整備が不可欠であることから、候補都市のカウンターパート機関の存在について他事前情報と併せて入手し、実際には予備調査時に確認することとした。

#### 5) その他

要請のあった機材供与については日本側より本調査において機材供与は必要ないと考えていることを伝えた。

### (3) 中国中小企業支援5カ年計画について

中国側より中国中小企業支援5カ年計画におけるAOTS研修事業等の他協力スキームと本調査を有効に連携してもらいたいとの希望があった。これは開発調査の枠組みだけでなく、研修等のスキームを使った具体的な技術移転とも有機的に連携して協力して欲しいとの意向である。これを受け、日本側として他スキームと積極的に連携を図れるよう関係機関との調整可能性を検討する旨回答した。

#### ・AOTS 研修事業

中小企業者研修への本調査カウンターパートの参加

#### ・JETRO 工場経営指導事業

経営指導事業を調査対象都市へ重点を置く等の調整

本調査カウンターパートの当該事業への参加等

引き続き行われたAOTS北京事務所との報告会では調査団よりAOTSの5カ年計画研修事業では中小企業事業者だけでなく、本調査の技術移転先として考えられる行政機関及び公的支援機関等の職員に対する研修も可能であれば今後実施し、本調査カウンターパートが参加できる等、両者の連携を図っていけるよう依頼した。これに対し、

AOTS から来年度実施分については係る依頼を検討したいとの前向きな回答を得た。

#### (4) 中小企業関連部局及び国際機関の動向

農業部、工商連を訪問し、本調査で郷鎮企業、私有企業も対象とする予定であることを説明し、両者より協力に対する前向きな姿勢を確認した。また、UNDP、DFID のプロジェクト担当者と面談し、両機関が中国で実施する中小企業振興分野の協力内容を確認した。UNDP、DFID とも情報アドバイスセンター、中小企業サービスセンター（技術情報等の提供）、信用保証機構を設立又は予定するなど具体的なプロジェクトを併せて実施している。（詳細別添 5 参照）

#### (5) セミナーの開催

本調査では中国側の希望を受けて「日本の中小企業診断指導と人材育成事業」について調査団員より講演を行い、中小企業施策担当者との活発な意見・情報交換が行われた。

#### (6) 今後の流れ

中国側との 2 回の協議で本調査の基本的な枠組み、手続き等の流れについて合意を得たが、具体的内容については直接地方都市で協議して欲しいとのことであった。一連の調査によって国家経済貿易委員会中小企業司、関係機関として金融機関、郷鎮企業を管轄する農業部、私営企業の団体である全国工商連を訪問し、本調査に対する前向きな関与・協力の可能性を確認した。また中小企業振興分野の協力を実施する他ドナーと面談し、その内容等について聴取した。次回（予備）調査で地方都市を訪問し、調査の具体的な内容について直接話し合いを行う予定である。

今後、中国側からの正式要請が提出された場合、次のとおり調査の具体的な準備を進めていくことを検討する。

##### 2000 年度案件

1999 年 8 月：候補 5 都市に対する質問票を中国側に送付（中国側は 3 ヶ月以内に回答）

1999 年 8 月：中国側より正式要請提出

2000 年 1 月：質問票を含む事前情報を分析の上、日本側で 2 都市を選定

（中国側に結果連絡）

2000 年 5 6 月：案件採択通報

対象 2 都市に対する予備調査実施

2000 年 8 9 月：2000 年度本格調査開始

2001 年 7 月：2000 年度本格調査終了

##### 2001 年度案件

新たに要請書を提出の上、2000 年度調査の対象都市決定を受けて、再度 6 都市程度の



候補を選定の上、日本側に提出する。(2000年度案件の候補都市で対象とならなかったものを再度候補としてよい)

2000年5月：2001年度要請書提出準備

2000年67月：2001年度モデル都市選定・日本側へ通報

## 2. 関係機関の状況

### (1) 全国工商業連合会

#### 1) 工商連の組織概要

工商連の正式名称は中華全国工商業連合会といい、会員数130万人(企業会員、団体会員、個人会員)企業会員の99%が中小企業であり、中小企業向けの訓練、商談促進、業界内の交流、その他業界に対する技術支援、経営支援、融資支援等各種サービス活動を行っている。中国で中小企業関連の活動を行っているのは工商連だけである。また、企業会員のほとんどは私有企業である。非公有企業は改革解放後、着実に発展しており、雇用創出など経済活動を活性化させる役割を担っている。改革解放以前、工商連の会員は主に国有企業だったが、その後私有企業の会員が増加し、現在主要な会員は非国有企業となっている。一方で中国の私有企業数は従業員16人以上で120万、それ未満で2000万社を超えており、現在の会員はそのほんの一部である。また工商連の活動には一部政府下の補助金が拠出されている。

#### 2) 活動内容・企業へのサービス

工商連は人民政治協商会議の下部機構であり、業界の意見を政府に反映させる役割をもっている。全国工商連の主席は全国人民協商会議の副主席であり、各省の工商連の主席も各省協商会議の副主席を務めている。かつて私有企業は輸出入権がなかったが、(工商連の活動により)今年だけでも12社が輸出入権を取得している。

中小企業は抵当を設定できず、商業銀行から融資を受けられないなど、中小企業の資金調達ルート確保の困難性は大きな問題であるが、工商連は1996年会員が株主になる形で中国民生銀行を設立、主に中小企業への貸し付けを行っており(民間への貸付は全体の80%)、現在支店を7店展開している。また、工商連は工商銀行と農業銀行と中小企業への融資を積極化することにつき、協定文書に署名した。

科学技術に関しては政府の科学技術計画に会員企業が工商連を通して申請を行っている。また、専門家・学者と企業との交流を促進し、技術移転の橋渡しにも務めている。その他企業家の管理レベル向上のための訓練、世界市場の動向についての講義・セミナーも行っており、工商連は訓練センターも保有している。

工商連は全国の省、市、県、地域によっては郷鎮にまで計2900以上の地方組織をもっており、地方レベルでの企業間連携促進を図るとともに、世界銀行、野村証券、モルガ

ン・スタンレー等の海外の組織との協力も行っており、海外組織へは優良企業、優良プロジェクトの紹介を行っている。

中国の市場経済は始まったばかりであり、適切なメカニズムも整備されておらず、工商連のサービスの手段は画一的であるとの認識を持っている。企業向けのサービスは模索段階であり、現在行っている日本、イタリア、台湾、香港との交流を深め、対処していきたいとの意向。

### 3) 日本との関係

6月中旬にUNDPと協力し、上海で中小企業発展国際シンポジウムを開催、シンポジウムにおいては中小企業庁の島田部長より日本の中国中小企業振興協力についての講演も行われた。日本とは1990年に大阪商工会議所と友好協定を締結している。また5月には工商連副主席が中国企業家とともに日本を訪れ、通産省、中小企業庁、経団連、中小企業事業団と広く意見交換を行った。その際に中国民間企業発展セミナーが開催された。この訪問により日本政府が中小企業をどのように振興しているか貴重な情報を得たとのこと。

今回日本が中国に対する中小企業振興の協力を行うことについて、工商連としても中国が日本と中小企業発展の方策を検討することは有益であると考えている。工商連はかつて唐山において日本と協力し、セメント企業の診断プロジェクトを実施した経験もある。

### 4) 信用保証ファンド

工商連は上海の12の区、県において市政府と協力し、信用保証ファンドを設立している。その他現在南京、常州、武漢においても市政府、企業会員と出資し、同様のファンドを設置している。今後も広東、山東、福建省において設立の準備を進めている。信用保証制度はここ数年各地で設立が進んでおり、特に発展した都市でニーズの高さから設立が顕著である。先般もアジア開発銀行の代表団と面談し、中国民間企業の発展に融資問題の解決が重要であることを確認した。

### 5) 中小企業司との関係

最近経貿委内に中小企業司が設立され、国家は中小企業を重視している。工商連は中小企業司と密接な関係を持っており、両者のハイレベル会議で今後定期的協議を行う旨確認されている。具体的には信用保証制度の導入の際に両者は緊密に連携している。

### 6) 中小企業への協力について

改革解放後、企業競争が激しくなり近年企業レベルの向上が重要視されている。また、経営・技術の改善だけでなく、マーケティング、製品の更新についての重要性も認識されている。中国の私有企業は質の低いものを重複生産しており、市場経済の認識を持って企業の発展戦略、新製品開発等に力を入れていく必要がある。私有企業のほとんどは

国内市場向けであり、国際市場の認識も低いことからこの面での協力も求められる。短期研修、視察等の協力が考えられる。

## 7) 本調査との連携

本調査は中国中小企業全所有形態を対象とする予定であり、私有企業も対象として検討されている。私有企業の訪問・診断を行う際に、モデル都市の工商連と連絡をとり調整を依頼することは可能か質問したところ、具体的には市の工商連との連携となるが、いつでも連絡ありたい旨の快諾が得られた。

## (2) 農業部

### 1) 地方政府の機構改革について

地方政府の機構改革は今年の秋から始まる。基本的に中央政府は干渉せず、地方政府主体の改革が行われる。改革後の組織は次の3つのいずれかになる予定である。

1. そのまま郷鎮企業局を残す
2. 郷鎮企業局は地方政府の処となる
3. 経貿委の一部となる

どの形態をとるかは地方政府が決めることとなる。

### 2) 郷鎮企業の資金調達難について

農業部門の融資は主に農業銀行と信用合作社が行っているが、郷鎮企業は規模も小さく、貸付に占める割合はそれほど多くない。銀行からの融資を受ける場合担保が必要で担保のない企業への貸付は困難な状態にある。

また、既存の信用保証機構からの郷鎮企業へのサービスは行われていない。現在設立されている信用保証センター等の主な対象は郷鎮企業でないことによる。今後郷鎮企業向けの信用保証センター等の金融機構を設立していきたい。

### 3) 郷鎮企業への公的支援機関

中央政府は「人材育成」「管理レベルの向上」といった政策面での指導・企画からサポートしている。具体的なものとしては科学研究所、公設機関といった組織が存在している。郷鎮企業の問題点として、人員・管理レベルの低さ、操業率低下、汚染問題といった内的課題と、資金調達難、競争力低下といった外的課題が存在している。

### 4) 郷鎮企業への政策等

郷鎮企業は農業部郷鎮企業局、地方郷鎮企業局の管轄であるが、具体的な支援を行うのではなく、政策を通じたアドバイスを行っており、郷鎮企業法、その他法案が中国の郷鎮企業の地位を高めた。各省での地方人民代表会議では郷鎮企業に地方の特色をもたせるよう、方針を打ち出している。第11回全人代での改革開放政策以前、郷鎮企業は農

業部門以外のサービスを行うことができなかったが、その後の自由化、売り手市場、豊富な労働力を受けて大きく発展した。また、対外解放策を利用し、300億ドルの外資が導入され（1位香港、2位日本）外部からの技術を積極的に受け入れている。

#### 5) 本調査が郷鎮企業を対象とすることについて

本調査が郷鎮企業を対象とすることについて意見を聴取したところ、郷鎮企業は知識を必要としており、設備、技術、情報についての外国からの導入が求められていることから、本庁への歓迎の意が表明された。具体的には地方郷鎮企業局より協力可能である旨述べられた。

#### (3) 中国環境総司国家クリーナープロダクションセンター

国家クリーナープロダクションセンターはUNDP、UNEPからの資金と中国側の資金によって1995年に設立された。環境・公害に関する診断研修、基礎研修を行うと共に、クリーナープロダクション(CP)の診断・導入を行っている。主な対象は中小企業であり、これまでに全国15都市、計150社の診断指導を行ってきた。診断では実際に工場現場を訪問し、生産管理、原材料の合理化、設備・機械の改善提言を行っている。CPの診断・導入により、平均して1社あたり100万元の利益を上げ、廃棄物は10%～20%減少している。

クリーナープロダクションは新規設備導入等と比べ、生産工程・管理手法の徹底等により低コストで効果を上げるものであり、中国中小企業への環境対策として有望視されている。地方の郷鎮企業局と連携してのモデル事業を行い、CP診断により具体的に世界銀行から資金を調達した例もある。

一般に中国中小企業は環境に対する管理体制が弱く、専門の管理者も存在しないため、環境への負荷を増大させている。中小企業に対してCPを導入し、適切な管理体制を整備することが重要である。中小企業への協力を行う本調査に対しては、調査の中でCPに関する内容を入れ、相互に活用できれば有益である旨述べられた。

これまでCPセンターで対象とした企業のほとんどは郷鎮企業であり、診断による改善活動を今後さらに促進させていく予定である。CPセンターの実際のCP診断は有料であり、企業の規模によって数万～数十万元のコンサルタント・フィーが支払われている。

郷鎮企業は50年代から60年代半ばにかけて地方農村部で発展し、中国全体の生産額は655億元を占めていた。60年代から70年代後半にかけ、郷鎮企業は淘汰される時代に入ったが、着実に成長を遂げており、現在では生産額68,915億元、年間成長率33.75%となっている。郷鎮企業は主に製造業により占められ（68～74%）その他サービス、農業等で構成されている。郷鎮企業が社会に果たす役割は大きく、農村経済の活性化、労働者の雇用等の面で国家経済に貢献している。一

方で計画経済から市場経済に移行したことにより、技術・管理体制の立ち後れ、環境への深刻な負荷を与えている等の問題点から、今後中国全土へCP導入が期待される。

#### (4) UNDPの中小企業振興プロジェクト

UNDPでは2年前から経貿委と中小企業振興分野についての協力を沈陽で開始している。対象は中小国有企業。プロジェクト対象都市として(1)地方政府の意欲、受入体制が整っていること、(2)中小企業が地域経済に根付いていること、(3)銀行が信用保証に関心を持っていること、の3点の基準から検討され、選定された。

プロジェクトのアウトプットは国家及び地方への政策提言、サービスセンター設立による中小企業支援体制の強化、信用保証機構の設立で構成される。政策提言はセミナーの開催、中小企業の調査、政府との協議(過去の経験の引き出し・分析)を通して2000年までに策定される予定。活動には政府担当者近隣地域への視察等も含まれる。

サービスセンターは中小企業向けにマーケティング(市場情報)経営、技術、ガイダンスを行う。ここではコンピュータ等のデータベースを整備し、5~6人の市経貿委職員が業務を担当している。実際には企業からの相談を受け、適正技術に関する情報を提供する。中小企業振興には政策だけでなく、公機関の具体的サービスも重要であるとの認識である。一方でサービス内容は情報提供にとどまっており、今後新たなサービスを展開することを検討している。

信用保証機構の設立は、中小企業への貸し渋りに対する協力としてUNDPより150万ドル、市政府より3000万元の出資により設立された。人員は市経貿委から5~7人のスタッフが拠出されている。返済期間最大5年、補償額は100%(条件によって80%)である。本機構には毎年市政府から500万元の補助が行われている。既に30社に対して担保を実施しており、最初の返済時期が近づいている。設立にあたってはマーケット、技術、製品、銀行等のF/S調査により設立の検証が行われ、引き続き担当者の研修、外部視察を行った。本機構の活動成果は2回のワークショップで発表され、大きな注目を集めている。

#### (5) DFIDの中小企業振興プロジェクト

DFIDは対外経済貿易部を中国側の協力窓口機関とし、国有企業を対象としたプロジェクト実施を検討中である。調査対象は遼寧省沈陽、鞍山、大連、及び四川省成都、綿陽、樂山である。各都市では2つの民営化計画のある赤字国有企業を選択し、その企業リストラクチャリングへの協力を行う。協力においてはリストラクチャリング・エージェンシーの設立、技術情報、マーケット情報等を提供し、ガイダンスを与えるインフォメーション・アドバイスセンターの設立、金融保証機関(保証機関は市ではなく省毎に設立を検討中)の設立を行う。プロジェクトは英国政府の承認を得た後、本年11月から3年間の協力が開始される。

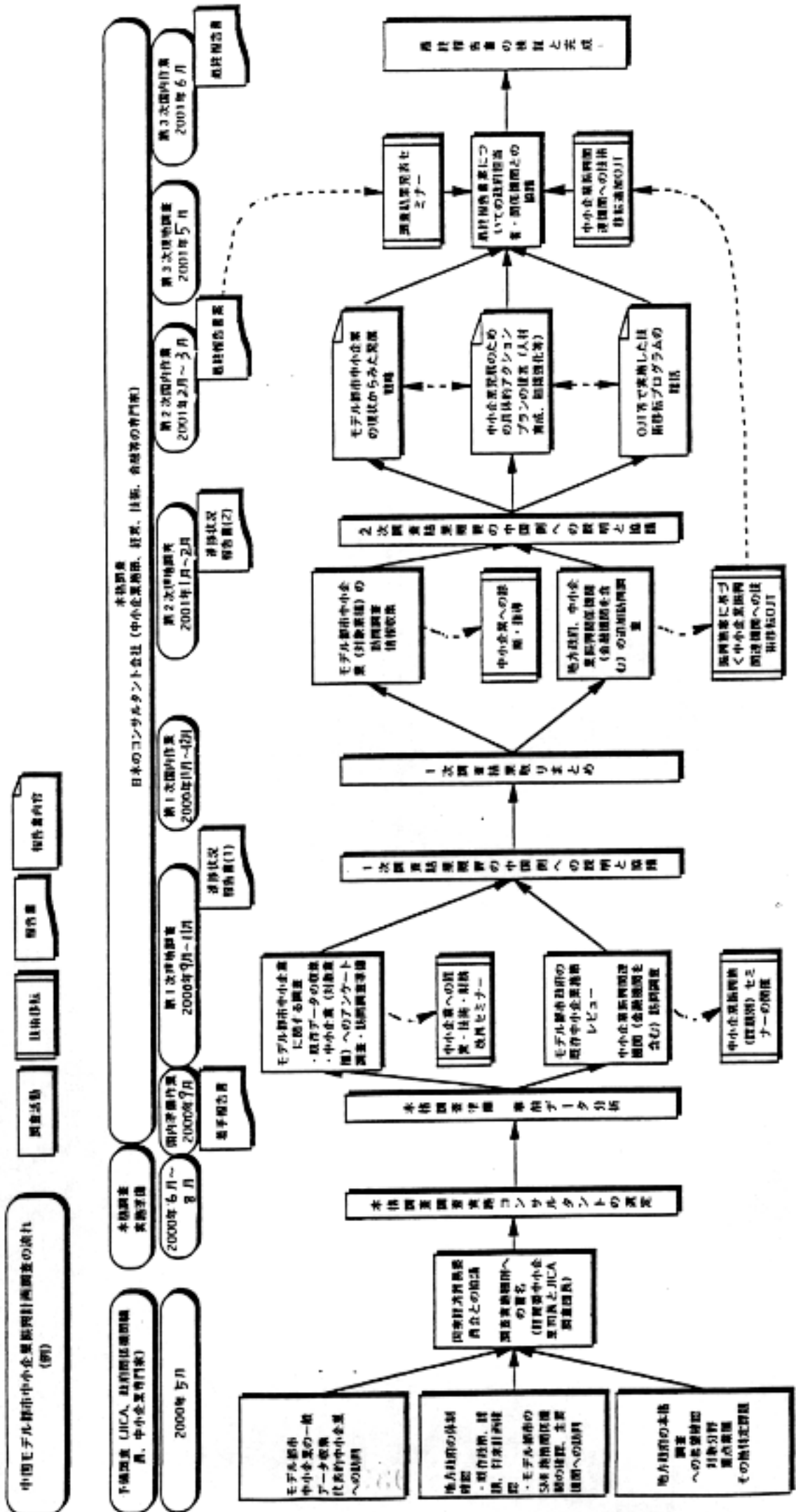
別添 1 : 調査の流れ

別添 2 : 調査対象分野

別添 3 : 技術移転項目及び対象

別添 4 : 都市に対する質問表

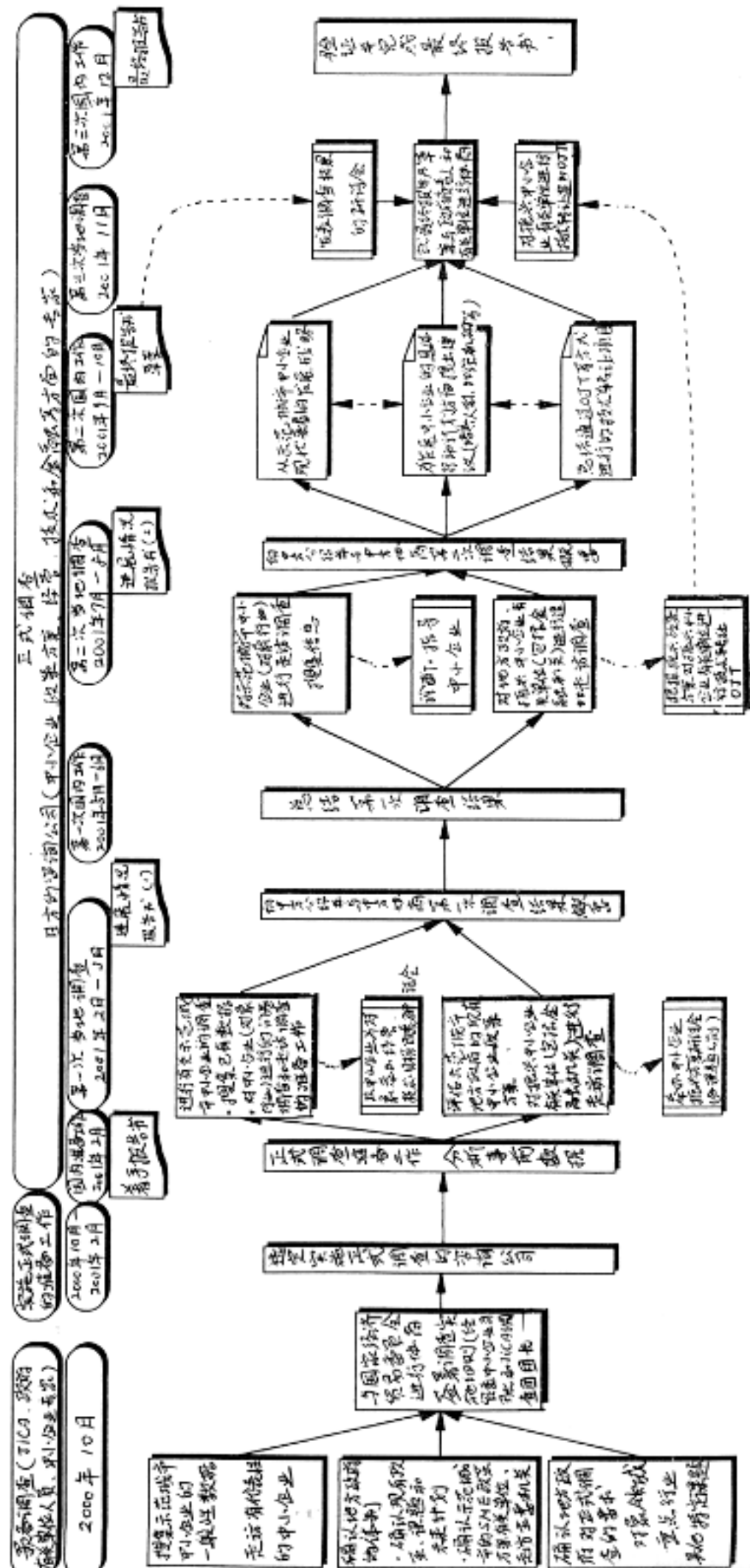
別添 5 : セミナー概要「日本の中小企業診断指導と人材育成事業」



本準備調査5月実施の場合。

# 中国无锡城市中小企业结构优化的调查 的流程(例子)

调查活动 | 技术交流 | 报告书 | 报告书内容



★ 上述时间为准备调查从2000年10月开始时的调查时间



調査対象分野	振興策の策定	具体的技術移転項目
中小企業金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関融資の実態・課題の把握</li> <li>● 金融機関に対する改善提言</li> <li>● 中小企業の財務状態・優良な資金需要の確認</li> <li>● 金融機関審査対象者に対する人材育成の方策の提言</li> <li>● 信用保証制度に対する提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業金融機関担当職員の貸付審査を向上するためのOJTによる技術アドバイス</li> <li>● 審査情報の提供必要-</li> <li>● 中小企業金融にかかるセミナーの現地開催</li> </ul>
技術力向上 (技術については分野の特定が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方政府に対する技術支援策提言</li> <li>● 公的技術支援機関に対する改善計画の提言</li> <li>● 公的技術支援機関の人材育成に対する提言</li> <li>● 研究開発機関の人材育成に対する提言</li> <li>● 中小企業の技術レベル評価、設備保有状況の実態・課題の把握</li> <li>● 中小企業技術者育成のための方策の提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優良中小企業となるための技術力向上セミナーの現地開催</li> <li>● 中小企業の技術力を向上するための技術診断と改善指導</li> </ul>
経営者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業の経営状況の実態・課題の把握</li> <li>● 中小企業の経営レベル評価</li> <li>● 経営能力向上支援策、中小企業者育成のための方策の提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優良中小企業となるための経営向上セミナーの現地開催</li> <li>● 中小企業の経営を向上するための経営診断（田務管理を含む）と改善指導</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方政府中小企業施策担当者の人材育成の方策の提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セミナー等を通じた地方政府中小企業施策担当者の人材育成</li> </ul>

调查对象领域	制定振兴方案	具体技术转让项目
中小企业金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掌握金融机关融资的实际状况、课题</li> <li>● 向金融机关提出改善建议</li> <li>● 确认中小企业的财务状况、优良的资金需求</li> <li>● 提出培养金融机关审查负责人员方案方面的建议</li> <li>● 对信用保证制度提出建议</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 为了提高中小企业金融机关负责职员们的贷款审查能力 通过OJT方式提出技术性建议</li> <li>● 需要提供审查信息</li> <li>● 在当地举行有关中小企业金融的研讨会</li> </ul>
提高技术力量 (需要特定技术领域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 向地方政府提出技术支援政策方面的建议</li> <li>● 向官方技术支援机关提出改善计划方面的建议</li> <li>● 向官方技术支援机关提出培养人材方面的建议</li> <li>● 对研究开发机关提出培养人材方面的建议</li> <li>● 评价中小企业的技术水平、掌握设备保有状态的实际情况、课题</li> <li>● 提出培养中小企业技术人员方案方面的建议</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在当地举行提高技术力量、当优良中小企业的研讨会</li> <li>● 为了提高中小企业技术力量强的技术诊断和改善指导</li> </ul>
培养经营人员	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掌握中小企业经营的实际状态、课题</li> <li>● 评价中小企业的经营水平</li> <li>● 在支援提高经营能力政策和培养中小企业家方案方面提出建议</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在当地举行提高经营力量、当优良中小企业的研讨会</li> <li>● 为了提高中小企业经营力量的经营诊断(包括财务管理)和改善指导</li> </ul>
其他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 培养地方政府负责执行中小企业政策人员方案方面提出建议</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通过研讨会等活动培养地方政府负责执行中小企业政策人员</li> </ul>

## 技術移転項目及び対象

調査対象分野	技術移転項目	診断対象	カウンタースタート（技術移転先）
中小企業金融	中小企業向け融資における審査 信用保証における審査	金融機関 ・ 商業銀行の支店 ・ 市の信用保証機構	金融機関の中小企業担当者 ・ 銀行の中小企業向け融資審査担当者 ・ 商業銀行の研修センター講師 ・ 信用保証機構の審査担当者
技術力向上	マーケティング （市場・製品技術の情報収集・分析） 技術改造（設備改造、生産技術・管理）	中小企業	市の技術普及センター担当者 ・ 中 工程諮詢公司等のコンサルタント
経営者の育成	経営管理 財務管理	中小企業	経貿委等の研修センター講師 ・ 市の経営指導、診断担当者

中国モデル都市中小企業振興計画調査（仮称）  
都市に対する質問表

都市名：\_\_\_\_\_

担当部署名：\_\_\_\_\_

所在地	
電話番号	
FAX番号	

貴市の中小企業に関する以下の質問に回答願います。

## 1. 市工業分野と中小企業の特徴

## (1) 市工業分野の所有形態別、及び規模別特徴

	国有	集団所有	民間	外資	計
大型	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人
中型	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人
小型	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人
計	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人	工業生産額 人民元 企業数 雇用者数 人

## (2) 市の主要業種別、及び規模別特徴（お手数ですが別途作表願います）

	機械		化学		繊維		—	—	—	計
大型	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元				
	企業数		企業数		企業数					
	雇用者数	人	雇用者数	人	雇用者数	人				
中型	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元				
	企業数		企業数		企業数					
	雇用者数	人	雇用者数	人	雇用者数	人				
小型	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元				
	企業数		企業数		企業数					
	雇用者数	人	雇用者数	人	雇用者数	人				
計	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元	工業生産額	人民元				
	企業数		企業数		企業数					
	雇用者数	人	雇用者数	人	雇用者数	人				

## (3) 市の主要業種別・規模別工業製品、中小企業の課題等

(お手数ですが別途作表願います)

	機械	化学	繊維	—	—	—	—
業種別の主な工業製品							
大型							
中型							
小型							
業種別の中小企業の課題・発展の阻害要因							

## (4) その他貴市の中小企業が抱える課題等

## 2. 市政府の機構・体制

(1) 市経済貿易委員会に属する処の名称(組織図を添付願います)

(2) 市政府機構改革の現状

- とくに、機械工業局等の部局をどのように再編したか。例えば、国有企業の資産管理公司等の持ち株会社等を設立して、各工業局を解散した等

---

(3) 市経済貿易委員会中小企業担当部局(中小企業処等)の職員数 \_\_\_\_\_ 人

(4) 中小企業担当部局(中小企業処等)の業務内容

---

## 3. 中小企業振興関連機関

(1) 技術分野

市経済貿易委員会技術普及センター

- 職員数 \_\_\_\_\_ 人、技術者数 \_\_\_\_\_ 人

- 中小企業向け業務、サービス内容

---

市工程諮順会社の職員数 \_\_\_\_\_ 人 その内工業関係技術者数 \_\_\_\_\_ 人

- 中小企業向け業務、サービス内容

---

その他(名称) \_\_\_\_\_

- 職員数 \_\_\_\_\_ 人

- 中小企業向け業務、サービス内容

(2) 経営分野

(名称) \_\_\_\_\_

- 職員数 \_\_\_\_\_ 人

- 中小企業向け業務、サービス内容

---

(3) 金融分野

市内工商銀行

- 分店数                      店
- 職員数 (市内総数)                      人
- 中小企業向け貸付の審査担当者数 (市内総数)                      人
- 中小企業向けの貸付割合 (市内総額)                      %、                      人民元

市信用保証機関

- 基金の出資者
- 出資比率                      (1) ; %  
                     (2) ; %  
                     (3) ; %
- 職員数                      人
- 現在の保証額                      人民元
- 保証率                      %
- 保証方法等
- 審査担当者数                      人
- 保証件数                      件
- 代位弁済率 (件数)                      %

---

(4) 市工商連合会の会員数                      人

- 中小企業向け業務、サービス内容
- 

## 4 . 中小企業振興策の状況

- 貴市・貴部局における中小企業振興計画及び状況について回答願います。

(1) 開発計画

第9次5ヶ年計画の工業及び中小企業に関係する部分の抜粋を添付願います。

(2) 中小企業支援計画と活動状況

- 重点分野 (金融、技術、経営、人材育成、マーケティング、情報等) があれば記載。

---

(3) 中小企業振興重点業種 (複数可)

---

( 4 ) 中小企業振興の課題 ( 以下観点からご回答願います )

- 中小企業を取りまく制度・環境

---

- 中小企業振興に携わる行政・公機関の体制

---

- その他

---

( 5 ) 援助機関からの中小企業分野への協力状況 ( ドナー名、協力内容、期間 )

- 現在及び将来援助機関からの本分野に対する協力がある場合、記載下さい。

---

## 5 . モデル都市中小企業振興計画調査 ( 仮題 ) への要望

( 1 ) 調査内容の具体的要望

- 例えば、技術普及センターを発展させる計画があるので、その計画作りを支援して欲しい等。候補として多数挙げて下さい。

---

( 2 ) 調査期間中に行うセミナー内容の要望

- 例えば、市内には、自動車部品の中小企業が多いので、自動車関連部品の品質向上、マーケティング等のセミナーを希望等。候補として多数挙げて下さい。

---

( 3 ) 技術移転プログラムへの要望

- 以下の分野別に、日本の調査を通して技術移転対象となる組織又は人材の候補 ( 中小企業へのサービスを実施する組織及び人材 ) と希望する具体的技術 ( 知識 ) 移転項目を挙げて下さい。



技術分野

- 候補対象 \_\_\_\_\_
  - 技術（知識）移転希望項目 \_\_\_\_\_
- 

経営分野

- 候補対象 \_\_\_\_\_
  - 技術（知識）移転希望項目 \_\_\_\_\_
- 

金融分野

- 候補対象 \_\_\_\_\_
  - 技術（知識）移転希望項目 \_\_\_\_\_
- 

(4) その他

- その他、特記事項があれば記載下さい。
- 

ご協力ありがとうございました。

中国示范城市中小企业振兴计划调查(拟)  
对于城市的调查表

城市名称: \_\_\_\_\_

联系单位名称: \_\_\_\_\_

地址	
电话号码	
传真号码	

关于贵市的中小企业, 请回答下列问题。

1. 关于贵市的产业结构

(1) 贵市工业按所有制以及规模分的特点

	国有	集体所有	私人	外资	总计
大型	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元
	企业数	企业数	企业数	企业数	企业数
	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人
中型	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元
	企业数	企业数	企业数	企业数	企业数
	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人
小型	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元
	企业数	企业数	企业数	企业数	企业数
	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人
总计	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元	工业产值 元
	企业数	企业数	企业数	企业数	企业数
	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人	职工人数 人

(2) 贵市工业按行业、规模分的特点(请另外编表)

	机械		化工		纺织		-	-	-	计
大型	工业产值	元	工业产值	元	工业产值	元				
	企业数		企业数		企业数					
	职工人数	人	职工人数	人	职工人数	人				
中型	工业产值	元	工业产值	元	工业产值	元				
	企业数		企业数		企业数					
	职工人数	人	职工人数	人	职工人数	人				
小型	工业产值	元	工业产值	元	工业产值	元				
	企业数		企业数		企业数					
	职工人数	人	职工人数	人	职工人数	人				
总计	工业产值	元	工业产值	元	工业产值	元				
	企业数		企业数		企业数					
	职工人数	人	职工人数	人	职工人数	人				

(3) 贵市按行业、规模分的主要工业产品, 中小企业所面临的课题(请另外编表)

	机械	化工	纺织	-	-	-	-
按行业分的主要工业产品							
大型							
中型							
小型							
按行业分的中小企业所面临的课题以及阻碍发展的主要原因							

(4) 其它贵市中小企业所面临的课题等

## 2. 市政府的组织机构

(1) 市经济贸易委员会下属处级单位名称 (请附上组织架构图)

(2) 市政府机构改革的现状

- 特别是如何进行机械工业局等部门的改组, 例如: 创立国有企业资产管理公司等控股公司, 解散各工业局等。

---

(3) 市经济贸易委员会负责中小企业事宜部门 (如中小企业处等) 的职员人数:

\_\_\_\_\_人

(4) 负责中小企业事宜部门 (如中小企业处等) 的业务内容

---

## 3. 关于中小企业振兴有关单位

(1) 技术领域

- 市经济贸易委员会技术推广中心
- 职员人数\_\_\_\_\_人, 技术人员数\_\_\_\_\_人
- 向中小企业提供的业务、服务内容

---

- 市工程咨询公司的职员人数\_\_\_\_\_人 其中工业领域的技术人员数\_\_\_\_\_人
- 向中小企业提供的业务、服务内容

---

- 其它 (名称) \_\_\_\_\_
- 职员人数 \_\_\_\_\_人
- 向中小企业提供的业务、服务内容

---

(2) 企业经营领域

- (名称) \_\_\_\_\_
  - 职员人数 \_\_\_\_\_ 人
  - 向中小企业提供的业务、服务内容
- 

(3) 金融领域

- 市内工商银行
  - 分行数 \_\_\_\_\_ 家
  - 职员人数 (市内总数) \_\_\_\_\_ 人
  - 对中小企业贷款的审核负责人数 (市内总数) \_\_\_\_\_ 人
  - 对于中小企业贷款的比率 (市内总额) \_\_\_\_\_ %, \_\_\_\_\_ 元
- 市信用保证机构
  - 基金的资金来源 \_\_\_\_\_
  - 出资比率 (1) \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ %  
(2) \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ %  
(3) \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ %
  - 职员人数 \_\_\_\_\_ 人      · 审核负责人数 \_\_\_\_\_ 人
  - 目前的保证金额 \_\_\_\_\_ 元      · 保证件数 \_\_\_\_\_ 件
  - 保证率 \_\_\_\_\_ %      · 代替偿还率 (件数) \_\_\_\_\_ %
  - 保证方式等 \_\_\_\_\_

(4) 市工商联会的会员人数 \_\_\_\_\_ 人

- 向中小企业提供的业务、服务内容
- 

4. 中小企业振兴政策的状况

- 请回答有关贵市及贵单位的中小企业振兴计划及其情况

(1) 开发计划

请附上九五计划中有关工业以及中小企业部分的摘录

(2) 中小企业支援计划以及活动情况

- 如果有重点领域（不限于一个领域，金融、技术、经营、人才培养、市场营销、信息等）请介绍一下。
- 

(3) 中小企业振兴重点行业（不限于一个领域。）

---

(4) 中小企业振兴所面临的课题（请从以下观点回答）

- 围绕中小企业的制度、环境
- 

- 负责中小企业振兴的行政、政府机关体制
- 

- 其它
- 

(5) 援助单位对于中小企业领域的援助情况（单位名称、援助内容、时间）

- 如果目前以及将来有本领域援助项目，请介绍其情况。
-

5. 对于示范城市中小企业振兴计划调查（拟）有哪些要求？

（1）对于调查内容有哪些具体要求？

- 例如有技术推广中心的发展计划，要求对于计划编制工作进行援助等。请多提要求以便我方作参考。

---

（2）在调查期间中，需要举办哪些领域的研讨会？

- 例如在贵市汽车零部件的中小企业较多，希望提高汽车零部件质量、市场营销等研讨会等。请多提要求以便我方作参考。

---

（3）对于技术转让项目的要求

- 请按以下领域列举在日方调查时有可能成为技术转让对象的单位或人材（即对中小企业提供服务的单位以及人材）以及贵方所要求的具体的技术（知识）转让项目
- 技术领域
- 候补对象单位、人材 \_\_\_\_\_
- 要求进行技术（知识）转让的项目

- 
- 企业经营领域
  - 候补对象单位、人材 \_\_\_\_\_
  - 要求进行技术（知识）转让的项目
-

- 金融领域
- 候补对象单位、人材\_\_\_\_\_
- 要求进行技术（知识）转让的项目

---

(4) 其它

- 如果有其它需要特别记载的事项，请写一下。

---

谢谢合作。



平成11年7月26日

## 「日本の中小企業診断指導と人材育成事業」セミナーに関する報告

中小企業総合事業団 佐々木甲一

## 1. セミナーの概要

- (1) 開催日 1999年7月14日 14時～17時
- (2) 会場 国家経済貿易委員会 会議室
- (3) 出席者 国家経済貿易委員会 中小企業司 衛東 司長  
 // 催永平 副司長  
 // 王黎明 改革興発展処 処長  
 // 田川 総合処 副処長  
 // 王梅林 副処長  
 // 黎代京 助理调研员  
 企業改革司 番学峰  
 培訓司 蔣亮理 國際合作培訓処 副処長  
 企業研究中心 柏東海 副研究员  
 中国中小企業對外合作協調中心  
 齊力然 処長・高級工程師  
 中国企業報 王凱 理論部主任  
 ほか2名
- (日本側)
- 日中長期貿易協議委員会 前田昭雄 事務局参与  
 中小企業総合事業団 佐々木甲一 (講師)  
 (財)日本国際協力センター 神谷晶子 (通訳)

## (4) セミナーの進め方

標記テーマを次の4パートに分け、各パート毎に説明と質疑を実施した

- ① 日本の中小企業指導事業の概要と国、都道府県、関係機関の役割
- ② 都道府県における診断指導事業の実施状況
- ③ 診断指導担当者の育成と中小企業診断士制度
- ④ 中小企業大学校における中小企業の人材育成

## 2. 講義内容と出席者からの質問内容

\*講義レジメは別添参照

- (1) 日本の中小企業指導事業の概要と国、都道府県、関係機関の役割

【質問】 特になし

(2) 都道府県における診断指導事業の実施状況

① 診断の事業種類と進め方

【質問】 特になし

② 診断実績の推移

【質問】 ・近年診断件数が減少しているのはなぜか  
・特に、事後指導の減少理由は

③ 実施体制

【質問】 ・都道府県における診断事業費はだれが負担するのか  
・受診企業は負担するのか（有料か）

(3) 診断指導担当者の育成と中小企業診断士制度

① 診断指導の担当者

【質問】 ・診断指導担当者にはどのような資格が必要か  
・診断指導業務は中小企業診断士のみにより行われるのか

② 中小企業診断士制度

【質問】 ・中小企業診断士協会は診断指導事業でどのような役割を果たすのか  
・民間の経営コンサルタント会社を設立する場合にどのような規制があるのか  
例えば、中小企業診断士の資格は必須条件か  
・中小企業診断士が独占的な資格でなければ、その資格にはどのような意義があるのか

③ 中小企業診断士の養成

【質問】 特になし

(4) 中小企業大学校における中小企業の人材育成

① 大学校における人材育成事業の対象者と研修メニュー

【質問】 ・大学校の運営に国はどの程度関与するのか  
・中小企業政策は大学校の研修にどのように反映されるのか  
・中小企業大学校は中小企業の人材育成でどの程度のウエイトを占めているのか

② 中小企業者育成と大学校研修事業の役割

【質問】 ・経営者対象の研修と管理者、技術者対象の研修では、研修の内容、講師にどのような違いがあるのか

3. 質問内容からみた中小企業政策の関心の所在

今回のセミナーでは、予めテーマを診断指導を中心とした指導事業に絞り、かつ2月

の政策担当者セミナーを踏まえ実務的な内容にウエートを置いて実施したため、質問内容も指導事業の運営の具体論に関するものが多数を占め、関心の所在について明確な傾向はみられなかった。

但し、質問が「指導事業の概要と国、都道府県、関係機関の役割」など基本的な事項ではなく具体的な運営について集中していることから、国家経済貿易委員会中小企業司において日本の中小企業施策の研究がある程度進行していることをうかがわせる内容であった。

なお、斎東司長は、終了時の挨拶で人材育成、特に中小企業経営者の育成を取り上げ、日本の経験に学びたい旨の発言をしている。

以上

## 1. 中小企業の診断指導事業

## (1) 中小企業指導法

① 国、都道府県等及び中小企業事業団が行う中小企業指導事業を計画的かつ効率的に推進することを目的に1963年に制定。

## ② 法律の骨子

- 1) 通商産業大臣は、中小企業指導事業の実施に関する基準を定める
- 2) 通商産業大臣は、国、都道府県等の行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業の発展の状況に応じて同事業が行われるように配慮して、毎年度中小企業指導計画を定める
- 3) 都道府県知事等は、これを受けて、当該都道府県等が行う中小企業指導事業の実施に関する計画を定める
- 4) 都道府県等の中小企業指導事業の実施に関する計画が、通商産業大臣の定めた計画に適合している場合には、予算の範囲内において、国から補助が行われる

## (2) 中小企業指導事業の内容（「事業の実施に関する基準」より）

## ① 基本原則

- 1) 中小企業の創意工夫を尊重し、自主的な努力を助長する
- 2) 国および地方公共団体の中小企業施策と密接な連携の下に行う

## ② 事業の種類

- 1) 経営の診断及び指導
- 2) 技術指導
- 3) 中小企業の経営管理及び技術に関する研修
- 4) 中小企業指導担当者の養成及び研修

## (3) 中小企業指導事業のしくみ・・・別紙参照

～ 診断の実施機関と役割分担～

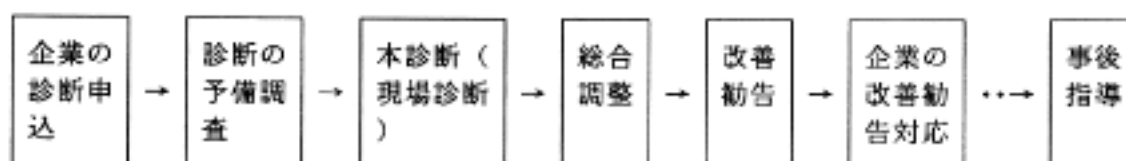
- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| ① 国                              | 指導事業の制度の整備、事業費の補助                          |
| ② 都道府県（政令市を含む）                   | 経営診断指導及び技術指導の実施                            |
| ③ 中小企業事業団                        | 都道府県の診断へ参加協力<br>診断指導担当者の養成研修<br>中小企業者の人材養成 |
| ④ その他関係機関（中小企業指導法以外の法律に基づくものも含む） |  |
| 中小企業団体中央会                        | 各種組合に対する指導の実施                              |
| 商工会議所                            | 小規模企業に対する経営指導の実施                           |
| 商工会                              | 同上   |
| 中小企業情報センター                       | 経営情報の提供、情報化の診断指導                           |
| 下請企業振興協会                         | 下請企業に対する取引斡旋、相談等の実施                        |
| 中小企業診断協会                         | 中小企業診断士の認定試験、登録                            |

(4) 都道府県の診断指導事業

① 診断の種類（代表的な診断指導）

一般診断		近代化診断
工場診断 商店診断 組合診断	個別診断	工場・商店診断 (設備近代化資金の助成とリンク)
産地診断 系列診断 商店街診断 小売商業共同店舗診断	集団診断	団地診断 共同工場診断 商店街近代化診断 小売商業協業化診断 共同施設診断 (高度化資金の助成とリンク)
診断事後指導（診断のフォローアップ）		
巡回総合指導 (市町村・産地等を対象)		

② 診断のフロー



③ 診断での情報収集分析等

1) 診断申込の受付

企業の診断依頼事項、問題点の認識等を把握する。

2) 予備調査

企業の属する業界の動向、市場の変化、技術革新、競争条件等の外部環境を把握するとともに、企業の概要、経営方針、業績の推移、財務内容等を企業の実態を把握する（製品、製造工程、工場レイアウト、販売経路、販売先、従業員、財務内容、経営者のタイプ等）。

予備調査の結果をもとに、企業の問題点の所在、診断の重点事項や範囲等を検討し、本診断の実施方針を固める。

3) 本診断（現地診断）

診断の実施方針にもとづき、診断の重点事項について詳細な現状分析を行い、問題の構造、要因等を把握する。問題の把握に際しては、現状分析により抽出された問題点を経営基本方針との関連で検討し、さらに、生産、販売等の各管理部門との関連で検討を加え、立体的・総合的な検討を行う。

4) 総合調整

検討の結果抽出された個別の問題点とその改善案を総合的、体系的に調整し、改善案の取り組み順位等を整理する。

5) 改善勧告

診断で把握した問題点を指摘し、その改善案を提示する。

6)事後指導

診断を受けた企業に対し改善勧告を円滑に実施できるように指導する。

④ 診断実績の推移

(診断指導件数/年間、全国)

診断の種類 (代表的なもの)		1963年	1973年	1983年	1993年
一般診断	個別				
	工場診断	3,475	3,588	3,554	2,587
	商店診断	6,547	3,717	4,306	3,041
	組合診断	431	344	209	121
	集団				
	産地診断	87	264	70	58
系列診断	20	15	8	5	
商店街診断	523	509	195	157	
小売商業共同店舗	—	—	52	31	
巡回総合指導		—	1,904	1,709	2,057
事後指導		6,867	7,500	3,636	2,645
近代化診断	個別				
	工場・商店診断	13,333	11,748	8,259	5,812
	集団				
	団地診断	34	160	155	188
	共同工場診断	—	42	50	57
	商店街近代化診断	—	8	30	36
	小売商業協業化診断	—	64	76	88
共同施設診断	—	553	257	244	
事後指導		6,618	12,699	3,555	2,586

(参考) 診断指導事業の中小企業のカバー状況

<工場診断(一般診断)の場合>

・年間診断件数 約 3,300件×中小企業指導法以降の実施期間 36年間  
= 118,800件 (A)

工業統計表による中小製造事業所(従業員4~299人規模)

= 358,246事業所(B)

(A) / (B) = 33.2%

・中小企業庁、中小企業事業団実施の10,000社を対象のアンケート調査での  
「診断指導事業の利用企業」割合 = 11.2%

⑤ 診断実施体制

1)組織

・中小企業総合指導所

1966年診断指導事業の量的質的な拡充を図り、指導事業関連業務を総合的に運営する組織として各都道府県および政令市(現在13市)に設置される。

・診断指導担当者数

1指導所当たり約20名(国の人件費補助対象員数、全国で1,135名/1979年)

- 2) 都道府県に対する国の補助  
事務費及び人件費の1/2を国が補助(1963年～1982年)  
人件費以外の直接事業費の補助(1986年～現在)  
\*人件費は都道府県の一般財源へ移行

3) 診断指導担当者  
中小企業診断士の資格を持つ都道府県(政令市含む)の職員が直接中小企業の診断指導を担当し、一部の診断指導については民間の中小企業診断士に参加してもらう。また必要に応じ工業技術センター等の公設試験研究機関の職員にも参加してもらう。

(5) 中小企業診断士制度

- ① 中小企業診断士の登録制度  
国または都道府県が実施する中小企業指導事業において、経営の診断を担当する者として資格ある者を通商産業大臣が認定し、登録する制度で1952年より実施。  
登録期間は5年(5年後再認定が必要)  
登録された中小企業診断士数 15,352人  
(内訳 鉱工業 4,687人、商業 9,429人、情報 1,226人、複数部門登録者 179人)
- ② 中小企業診断士の認定要件
- 1) 中小企業診断協会の実施する認定試験の合格者  
試験は1次試験、2次試験がありそれぞれに合格することが必要(毎年各1回実施)。最近の受験者数は1次試験 8,182名(合格者 1,553名 合格率19.0%)  
2次試験 3,722名(合格者 689名 合格率18.5%)
- 2) 中小企業事業団中小企業大学の中小企業診断士養成課程の修了者  
同課程については、後記を参照。
- ③ 中小企業診断士の職業  
中小企業診断士登録者約 15,000人のうち、職業として経営コンサルタント業務に従事している者は約 2,800人とされている(日本全体の経営コンサルタント数は約 10,000人と推計される)。他の 12,200人は、一般の民間企業の社員や金融機関の職員、都道府県の職員等でいわゆる「企業内診断士」である。

(6) 日本の診断指導事業を巡る最近の動き

- ① 診断指導事業の環境の変化
- 1) 中小企業における診断指導に対するニーズの高度化・多様化  
診断指導担当者に高度な専門能力が求められている。
- 2) 都道府県における診断指導部門の縮小  
都道府県の人事政策や国の人件費補助の廃止等により、中小企業総合指導所が廃止され診断指導部門を縮小した都道府県が大半を占め、診断要員も外部の民間経営コンサルタントに依存する場合が増えている。
- 3) 民間コンサルタント機関の増加と利用中小企業の増加  
前記の中小企業庁、中小企業事業団実施の調査結果でも、経営課題の解決のために用いる外部指導助言先として「民間の経営コンサルタント」をあげる企業が「都道府県等」をあげる企業を大幅に上回っている。
- ② 診断指導事業の見直し
- 1) 従来の一般的な経営改善から政策的に重要度の高い構造的な課題に対応する分野へ診断指導の対象を転換する。具体的には、ベンチャー企業の支援、新分野進出等による経営革新を図る中小企業の支援に重点を移し、一般診断の種類は「構造調整対応診断」「情報化対応診断」「エネルギー環境対応診断」に再編した。
- 2) 診断指導のニーズの変化に対応し、特定部門の専門家(情報、海外投資、物流、

環境等)を企業に派遣する事業を拡充するとともに、多様な外部資源の活用を促進するコーディネート活動支援事業の発足、長期継続型診断の導入等診断指導の実施方法を多様化するとともに、実施にあたっては民間の経営コンサルタントを積極的に活用するなど診断指導実施体制の充実に努めている。

## 2. 中小企業診断指導担当者の養成事業

### (1) 中小企業事業団中小企業大学校

中小企業の診断指導を担当する都道府県等職員及び商工会議所等の指導関係機関の指導担当職員の養成事業およびレベルアップのための研修事業は、中小企業事業団中小企業大学校が一元的に実施している。

中小企業大学校は、1962年に都道府県の中小企業診断指導担当者(中小企業診断士)及び技術指導担当者を養成するために設立された財団法人中小企業指導センターを前身とし、その後1975年前後より商工会議所・商工会の経営指導員、中小企業団体中央会の組合事業指導員、信用保証協会職員研修など中小企業関係機関の職員研修を抜本的に拡充し、さらに1980年から中小企業者の人材育成に取り組むため全国に中小企業大学校を展開し今日に到っている(現在全国に9校、修了者22万人)

なお、中小企業指導センターはその後他の中小企業関係特殊法人与統合を繰り返し、1980年中小企業事業団中小企業大学校、今年7月1日より中小企業総合事業団の組織の一部となる。

### (2) 中小企業大学校の診断指導担当者養成研修のメニュー

#### ① 都道府県等の中小企業指導担当者の養成研修(東京校で実施)

	期 間	回数	定員/回	延べ定員
〔経営の診断指導者対象〕				
中小企業診断士養成課程				
1. 工業コース	1ヵ年	2	40	80
2. 商業コース	1ヵ年	2	40	80
3. 情報コース	1ヵ年	1	30	30
中小企業指導担当者研修課程				
1. 1か月コース	1ヵ月	2	40	80
2. 10日間コース	10日間	7	30	210
事例研究短期研修課程	3日間	3	60, 60, 30	150
国際研修課程	2ヵ月	1	20	20
〔技術指導者対象〕				
中小企業技術指導員養成課程				
中小企業技術指導員研修課程				
1. 環境適合技術研究支援	3ヵ月	1	10	10
2. 未来思考に立脚した技術指導	1ヵ月	1	20	20
3. 先端技術	1ヵ月	1	20	20
4. 地域産業活性化と新商品開発指導	1ヵ月	1	10	10
公設試験研究機関管理者研修	3日間	1	20	20
	10日間	1	20	20
事例研究短期研修課程	3日間	1	70	70



②都道府県等の中小企業施策担当者の研修（東京校で実施）

	期 間	回数	定員/回	延べ定員
中小企業施策担当者研修課程（経営）	1 週間	3	40	120
中小企業施策担当者研修課程（技術）	1 週間	1	40	40

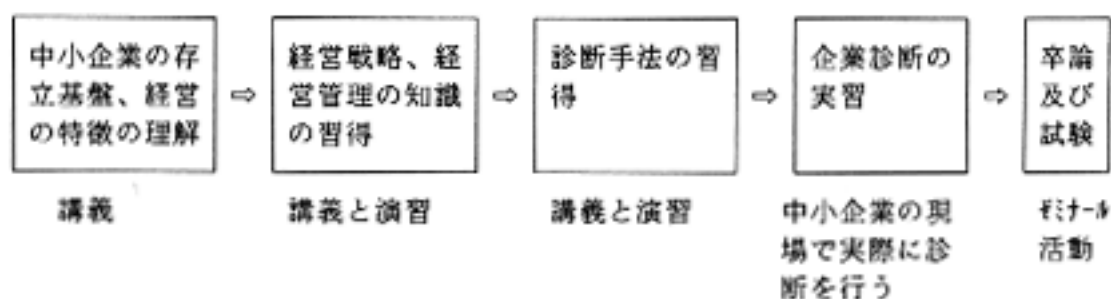
③ 中小企業関係機関の職員研修（団体研修、東京校及び各校で実施）

	期 間	回数	定員/回	延べ定員
（団体職員研修）				
1. 経営指導員研修生研修				
①基礎Ⅰ期	2ヵ月	1	50	50
②基礎Ⅱ期	1ヵ月	1	50	50
2. 経営指導員研修				
中小企業指導担当者研修課程				
①基礎研修Ⅰ	2ヵ月	8	45	360
②基礎研修Ⅱ	* 1ヵ月	8	45	360
③専門研修	1.5ヵ月	6	45	270
④課題別研修	* 1週間	25	40	1,000
3. 情報担当者研修	10日間	1	47	47
4. 中央会指導員研修				
①基礎コース	1ヵ月	1	35	35
②指導実務コース	1ヵ月	1	48	48
③業種別指導コース	1ヵ月	1	35	35
5. 設備貸与機関職員研修	10日間	1	30	30
6. 下請企業振興協会職員研修	10日間	1	40	40
7. 信用保証協会職員研修	1ヵ月	1	40	40
（タウンマネージャー養成研修）				
1. タウンマネージャー養成研修	* 1ヵ月	12	30	360

（注）\*印は東京校以外の各校でも実施

(3) 中小企業診断士養成課程の研修内容

① 研修プログラムの基本ステップ



- ② カリキュラム内容（工業コースの場合）  
 中小企業経営、工業基礎（生産設備、生産技術）、生産管理（作業分析、工程・稼働・運搬分析、工程管理、原価管理、品質管理、資材購買管理）、財務管理、情報システム、販売管理、研究開発、労務管理、経営戦略・経営計画、集団診断（高度化事業診断、地域振興診断）

研修期間：1年間、 研修時間：座学 738時間(5日×147時間) 実習 588時間 計1,326 時間

③ 講師、受講者、教材等

- 1)講師 経営コンサルタント、大学教授、企業の実務家、大学校職員  
 2)受講者 都道府県（政令市含む）職員、中小企業関係機関職員、金融機関職員  
 受講者平均年齢 31歳  
 3コース合計修了者数 4,876 名  
 3)教材 講師の作成教材及び大学校作成教材を使用

④ 中小企業診断士養成課程の関連研修

中小企業指導担当者研修課程 1か月コース	診断基礎の研修
↓	
中小企業診断士養成課程(1年間)	
↓	
事例研究短期研修課程(3日間)	養成課程修了者のフォローアップ研修
↓	
中小企業指導担当者研修課程 10日間コース	診断担当者向け課題別研修

3. 中小企業の人材育成

① 中小企業大学校で実施している中小企業者研修

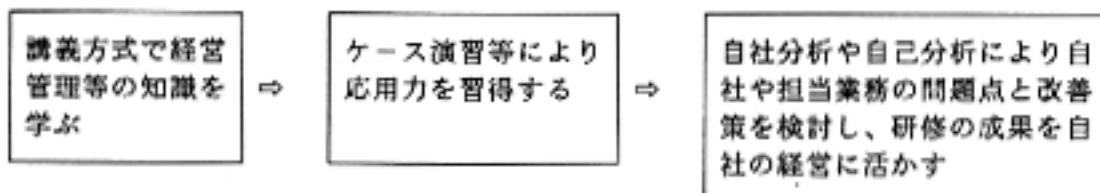
研修の種類	研修コース	研修期間	開催校
〔経営者の育成〕 1. 経営後継者の育成 2. 創業者の育成 3. 若手経営者の育成	経営後継者コース 新規創業支援研修 戦略的トータルマネジメントコース	1 年間 5日間 月 3日×10回	東京、関西 全校 関西
〔管理者の育成〕 1. 経営幹部の育成 2. 専門管理者の育成	経営管理者コース 経営管理者養成コース 工場管理者養成コース 営業管理者養成コース ホスピタリティ養成コース	月 5日×13回 月 5日× 6回 月 3日× 6回 月 3日× 6回 月 3日× 8回	東京、関西 全校 全校 全校 関西
〔技術者の育成〕 1. 総合技術者の育成 2. 開発提案力育成 3. 工場改善力育成	初任技術者向け実践型育成 開発提案型エンジニア育成 課題解決型工場巡回研修	20日間 15日間 20日間	東京 東京 東京

4. 商品企画力養成	新規材料・商品の開発手法	20日間	東京
(経営課題別研修)	中小企業経営者向け 経営戦略、経営計画、財務管理 管理能力開発、組織活性化 人事・賃金、マーケティング、商品開 発、生産管理、情報化等 約30コース	2～5日間	全校
(通信研修)	電気制御、油圧・空気圧制御 電子技術基礎、電子技術応用	6ヵ月 3ヵ月	東京 東京

\*年間受講者数 約 15,000 名 (中小企業大学校 9 校の合計)

### ② 中小企業者研修の研修手法

知識の習得よりも実践力を身に付けることを目標に次のステップで研修を行う



### ③ 中小企業における人材育成への取組みと中小企業大学校の役割

#### 1) 経営後継者の教育

- a. 大学を卒業したら他社で経験を積ませる
- b. 自社で責任ある仕事を任せろ
- c. ビジネススクールで学ばせる ⇒ 中小企業大学校の活用

#### 2) 社員の教育

- a. OJT (職場で上司が部下を教育する)
- b. off-JT (職場を離れて研修を受講させる)
  - ・ 自社の製品、技術に関する研修
  - ・ 生産管理や人事管理など経営管理に ⇒ 中小企業大学校の活用  
に関する研修
  - ・ 管理者能力の開発など階層別に ⇒ 中小企業大学校の活用  
実施する研修
- c. 自己啓発 (通信教育や英会話など社員が自主的  
に行う研修を会社が支援する)

## 4. まとめ

### (1) 診断指導事業の意義

中小企業の経営能力の向上という本来の事業目的とともに、中小企業政策を広く普及させる手段としての役割、政策当局が診断指導事業を通じて中小企業経営の実態と課題すなわち中小企業政策のニーズを把握する手段としての役割も大きい。

### (2) 人材育成の重要性

金融支援、技術支援、経営診断指導等さまざまな中小企業政策があるが、基本的には中小企業が自ら考え意思決定し経営の改善に取り組むことが必要であり、そのためには経営者、管理者等の人材の育成が重要となる。 以上

